

(案)

公 的 年 金 財 政 状 況 報 告

—平成19年度—

社会保障審議会 年金数理部会

部会長 山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

部会長代理 都村 敦子 日本放送協会学園非常勤講師

委員 牛丸 聡 早稲田大学政治経済学術院教授

委員 熊沢 昭佳 企業年金連合会理事

委員 栗林 世 元中央大学経済学部教授

委員 近藤 師昭 (社)日本年金数理人会相談役

委員 林 勲 (社)日本アクチュアリー会顧問

委員 宮武 剛 目白大学教授

目 次

はじめに	1
第1章 公的年金の概要	3
1 公的年金とは	3
2 体系（国民年金と被用者年金との関係）	3
3 公的年金制度の一元化	4
第2章 財政状況	5
1 財政収支の現状及び推移	5
平成19年度の財政収支状況の概況/平成19年度の単年度収支状況/保険料収入/ 国庫・公経済負担/追加費用/運用収入/運用利回り/基礎年金交付金/給付費/基礎年金拠出金/ 収支残/積立金/基礎年金制度の実績(確定値ベース)	
2 被保険者の現状及び推移	32
被保険者数/年齢/男女構成/1人当たり標準報酬額（月額）/標準報酬総額	
3 受給権者の現状及び推移	43
受給権者数/年金種別別にみた状況/年金総額/老齢・退年相当の受給権者	
4 財政指標の現状及び推移	67
財政指標の定義及び意味/年金扶養比率/総合費用率/独自給付費用率、基礎年金費用率/ 収支比率/積立比率/財政指標でみた各制度の特徴	
5 被保険者及び受給権者のコーホート分析	90
被保険者のコーホート分析/老齢・退年相当の受給権者のコーホート分析	
第3章 平成16年財政再計算結果との比較	101
1 財政計画と比較する際の留意点	101
2 財政収支の実績と将来見通しの比較	105
被保険者数/標準報酬総額/1人当たり標準報酬額/受給権者/保険料収入/国庫・公経済負担/ 運用収入/実質的な支出額/基礎年金拠出金関連/積立金/乖離の要因	
3 財政指標の実績と将来見通しの比較	121
年金扶養比率/総合費用率、独自給付費用率/収支比率/積立比率	
4 積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析	135

平成 19 年度の実質的な運用利回り/平成 19 年度末の積立金/乖離の発生要因別分解方法/
乖離分析の結果/「実質」でみた財政状況

補遺149

- 補遺 1 平成 17 年度以降の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの比較のための加工について
- 補遺 2 平成 19 年度末の積立金の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について
- 補遺 3 年金給付費に対する賃金上昇率、物価上昇率の影響について（考察）

附属資料161

- ・ 公的年金制度の沿革162
- ・ 長期時系列表165
- ・ 最近の経済等の状況188
- ・ 用語解説189

参考資料

平成 19 年度財政状況報告（制度所管省報告内容）

- ・ 厚生年金保険
- ・ 国家公務員共済組合
- ・ 地方公務員共済組合
- ・ 私立学校教職員共済制度
- ・ 国民年金（基礎年金）

はじめに

本報告書は、平成 19 年度における我が国の公的年金の財政状況を取りまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、「被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観点からの検討及び検証」などを行うため設置されている。

部会設置以来、これまで毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、その財政状況を専門的な観点から検討、分析するとともに、財政を見る上で必要となるデータや将来の財政再計算等で考慮すべき事項について指摘してきた。また、平成 16 年に行われた財政再計算については、その聴取資料を基に各制度の安定性、公平性に関して財政検証を行っている。これらの内容については、部会議事の公開、報告資料や議事録の厚生労働省ホームページへの掲載等を通じて、その内容を国民に広く提供してきた。

本報告では、各制度からの平成 19 年度の財政状況の報告をもとに、各制度の財政状況を横断的に一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組みやその意義、これまでの経緯などの説明とともに、現状分析及び平成 16 年財政再計算との比較を行った。平成 13 年度分から、毎年、報告書を作成・公表しているが、今年度は、新たに、被保険者及び受給権者の年齢別コーホートに着目した分析を行っている。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度に関する議論に資することができれば幸いである。

第1章 公的年金の概要

1 公的年金とは

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、その財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てるという世代間扶養を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより将来世代の負担を緩和する仕組みとなっている。

公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度をもととし、いくつかの制度が順次創設された。現在は、国民年金（基礎年金）と厚生年金保険（以下、厚生年金という）、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という）からなる。旧社会保障制度審議会に年金数理部会が設置された昭和55年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員共済組合（国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済：以下旧三共済という）、農林漁業団体職員共済組合（以下、旧農林年金という）があったが、いずれも厚生年金と統合（船員保険については職務外の年金給付部分）、現在に至っている。

本報告書では、主として、平成7年度からの動きについて見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

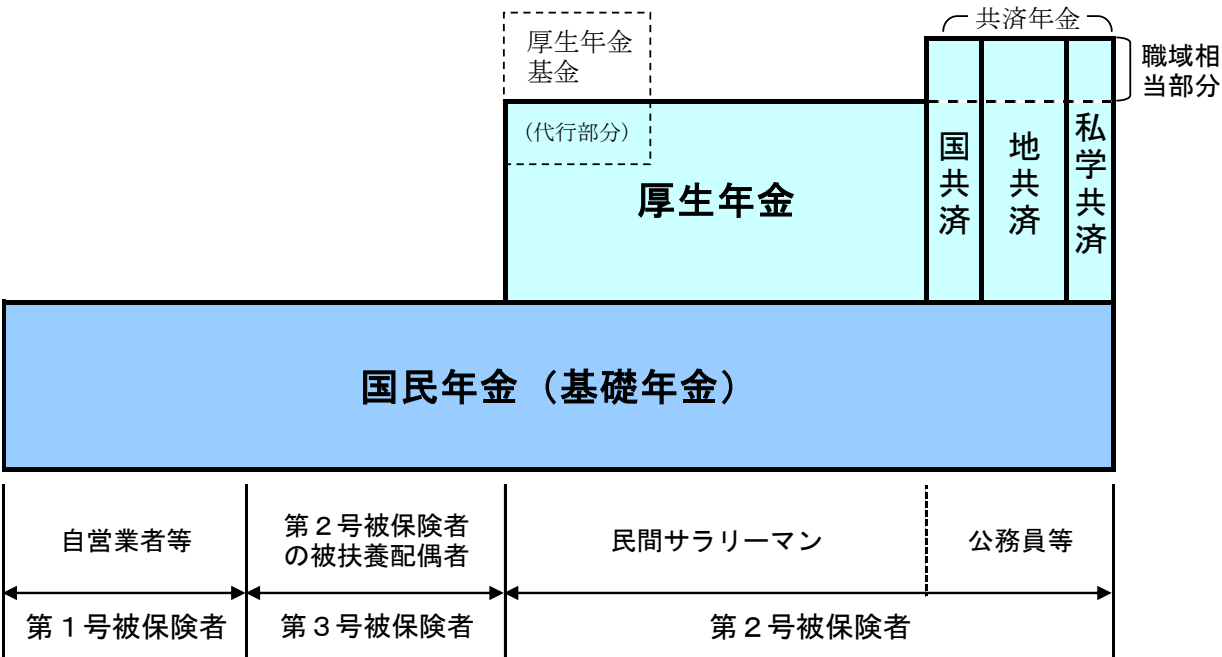
2 体系（国民年金と被用者年金との関係）

公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図表1-2-1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者・組合員・加入者（以下、被保険者という）は国民年金の第2号被保険者となり^注、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は同第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図表 1-2-1 公的年金の体系



注 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（図中「代行部分」）。

3 公的年金制度の一元化

我が国の公的年金制度は、それぞれ経緯を持って発足、発展してきた。その後、制度間での制度的、財政的な差異が制度自体の安定性と加入者間の公平性に問題を生じようになり、その対応策として公的年金の一元化が推進されている。1 でみた、制度の統合もその一環である。さらに、平成 16 年財政再計算では、平成 13 年 3 月 16 日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」に従い、国共済と地共済においては財政単位一元化が図られ、私学共済では掛金率を従前よりも前倒しして引き上げていくこととされた。

第2章 財政状況

本章では、公的年金各制度の財政収支、被保険者、受給権者、さらに年金扶養比率、総合費用率などの財政指標について、現状及び最近の推移をみる。

1 財政収支の現状及び推移

(1) 平成 19 年度の財政収支状況の概況

図表 2-1-1 は、平成 19 年度の各制度の決算における財政収支状況を取りまとめたものである。年金数理部会では、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値の報告を受けており、ここでは、評価損益を含まない「簿価ベース」での数値と評価損益を含む「時価ベース^注」での数値を併せて掲載している。なお、各制度における決算では、簿価ベースが基準となっている。

最初に、公的年金制度全体の財政状況をみる。

注 「(12)積立金」の項を参照のこと。

(公的年金制度全体の収入：保険料収入 28.2 兆円、国庫・公経済負担 7.7 兆円等)

平成 19 年度の公的年金制度全体での収入の内訳をみると、保険料収入が 28 兆 2,029 億円、国庫・公経済負担が 7 兆 6,847 億円、運用収入が簿価ベースで 3 兆 3,492 億円、時価ベースで△6 兆 7,583 億円などとなっている。

国共済と地共済の収入には、それぞれ 4,294 億円、1 兆 794 億円の追加費用がある。追加費用とは、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和 34 年前、地共済は昭和 37 年前の期間に対応する部分に係る費用を、国又は地方公共団体等が事業主として負担しているものである。

また、厚生年金の収入である解散厚生年金基金等徴収金 5,552 億円については、平成 15 年度から始まった厚生年金基金の代行返上による移換金である。これは将来にわたる給付義務を伴う一時的な収入である。

独立行政法人福祉医療機構納付金 5,700 億円については、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を厚生年金及び国民年金の年金特別会計へ納付したものである。これは、旧年金資金運用基金が平成 17 年度末に解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行う

第2章◆財政状況

図表 2-1-1 財政収支状況 ー平成19年度ー

区 分		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額	簿価ベース	360,830	21,257	60,708	4,971	55,729	199,611	703,106	463,416
	時価ベース	[295,543]	[18,048]	[34,585]	[2,893]	[51,544]		[602,223]	[362,533]
保険料収入		219,691	10,350	30,358	3,049	18,582	-	282,029	282,029
国庫・公経済負担		51,659	1,720	4,427	605	18,436	-	76,847	76,847
追加費用		-	4,294	10,794	-	-	-	15,088	15,088
運用収入	簿価ベース	16,582	2,789	11,966	873	1,113	169	33,492	33,492
(再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)		(12,238)				(779)		(13,017)	(13,017)
	時価ベース	[△ 48,705]	[△ 479]	[△ 14,259]	[△ 1,237]	[△ 3,073]		[△ 67,583]	[△ 67,583]
基礎年金交付金		18,832	1,446	3,119	146	15,772	-	39,316	②
国共済組合連合会等拠出金収入		347	-	-	-	-	-	347	④
財政調整拠出金収入		-	624	-	-	-	-	624	③
職域等費用納付金		2,560	-	-	-	-	-	2,560	2,560
解散厚生年金基金等徴収金		5,552	-	-	-	-	-	5,552	5,552
基礎年金拠出金収入		-	-	-	-	-	185,080	185,080	①
独立行政法人福祉医療機構納付金		5,402	-	-	-	298	-	5,700	5,700
積立金より受入		39,853	-	-	-	1,490	-	41,344	41,344
その他		351	33	44	298	37	14,362	15,125	※ 802
支出総額		351,451	21,253	56,252	4,141	59,322	183,935	676,354	450,987
給付費		223,179	16,734	43,503	2,441	16,862	144,618	447,338	447,338
基礎年金拠出金		126,233	4,417	11,687	1,592	41,151	-	185,080	①
年金保険者拠出金		-	27	246	74	-	-	347	④
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)		-	-	-	-	-	39,316	39,316	②
財政調整拠出金		-	-	624	-	-	-	624	③
その他		2,039	75	192	33	1,309	1	3,649	3,649
収支残	簿価ベース	9,378	4	4,456	830	△ 3,593	15,675	26,751	12,429
	時価ベース	[△ 55,909]	[△ 3,205]	[△ 21,667]	[△ 1,248]	[△ 7,779]		[△ 74,132]	[△ 88,454]
年度末積立金	簿価ベース	1,270,568	88,142	401,527	34,677	82,692	7,246	1,884,852	1,884,852
	時価ベース	[1,301,810]	[88,958]	[398,579]	[34,328]	[84,674]		[1,915,595]	[1,915,595]
年度末積立金の	簿価ベース	△ 30,412	4	4,456	843	△ 4,968	-	△ 30,076	△ 30,076
対前年度増減額	時価ベース	[△ 95,699]	[△ 3,205]	[△ 21,667]	[△ 1,235]	[△ 9,153]		[△ 130,959]	[△ 130,959]

注1 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものを計上している。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。

注3 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

注5 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり(①～④)について収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)には、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」14,322億円を除いた額を計上している。

図表 2-1-2 財政収支状況 —平成 19 年度—

区 分	公的年金 制度全体	合計
	億円	億円
収入総額（簿価ベース）	463,416	703,106
保険料収入	282,029	282,029
国庫・公経済負担	76,847	76,847
追加費用	15,088	15,088
運用収入（簿価ベース）	33,492	33,492
基礎年金交付金	② 39,316	
国共済組合連合会等拠出金収入	④ 347	
財政調整拠出金収入	③ 624	
職域等費用納付金	2,560	2,560
解散厚生年金基金等徴収金	5,552	5,552
基礎年金拠出金収入	① 185,080	
独立行政法人福祉医療機構納付金	5,700	5,700
積立金より受入	41,344	41,344
その他	※ 802	15,125
支出総額	450,987	676,354
給付費	447,338	447,338
基礎年金拠出金	① 185,080	
年金保険者拠出金	④ 347	
基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）	② 39,316	
財政調整拠出金	③ 624	
その他	3,649	3,649

（各制度からの給付費
の一部として）
基礎年金相当部分の
ある受給者へ

国民年金
（基礎年金勘定）

収入 注	億円
基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）	179,999
特別国庫負担	5,081
計（拠出金等収入）	185,080

支出 注	億円
基礎年金給付費	144,618
基礎年金相当給付費	39,316
支出総額	183,934

基礎年金受給者へ

①②③④の項目は、合計でみると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ①各制度から基礎年金勘定へ
- ②基礎年金勘定から各制度へ〔基礎年金相当給付費に充てられる〕
- ③国共済と地共済の両制度間における財政調整拠出金
- ④旧三公社共済年金統合に伴う各共済年金から厚生年金への支援

注 上は、前々年度に係る精算額と当年度の概算値（翌々年度に精算）の合計をもととする決算上の額である。そのため、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の計が、基礎年金拠出金と特別国庫負担の計と一致しない。

参考 19年度分確定額	
基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）	176,893
特別国庫負担	4,625
計	181,518
基礎年金給付費	144,597
基礎年金相当給付費	36,922
計	181,518

図表 2-1-2 の補足 （矢印で示されている項目間の関係について）

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金（基礎年金勘定）から各被用者年金と国民年金（国民年金勘定）に交付又は繰り入れられるもので、昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち基礎年金に相当する給付に要する費用に充てられるものである。旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる部分は、「基礎年金相当給付費」または「みなし基礎年金給付費」と呼ばれる。この「基礎年金相当給付費」と（新法）基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する^注。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

注 分担額を決める仕組みは、用語解説「基礎年金拠出金」の項を参照のこと。

また、収入項目にある「国共済組合連合会等拠出金収入」と、支出項目にある「年金保険者拠出金」は、旧三公社共済年金が平成 9 年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「年金保険者拠出金」、厚生年金の受ける額が「国共済組合連合会等拠出金収入」である。

など、事業の廃止に必要となる費用等を平成17年度に厚生年金、国民年金が支出したことに対応して、平成18年度以降に年金住宅融資回収金等が収入となっているものである。(平成18年度については「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」として「その他の収入」に計上された。)

厚生年金と国民年金(国民年金勘定)には、それぞれ3兆9,853億円、1,490億円の「積立金より受入」がある。これは、平成16年年金制度改正により、積立金を活用する有限均衡方式での財政運営に変わったことから、当年度の年金保険事業の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上することで財源を確保することとし、「積立金より受入」という収入項目を立てているものである。当年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から必要な項目であるが、年金財政の観点からみる際には収入から除外するのが適当である。(「(2)平成19年度の単年度収支状況」の項を参照。)

なお、平成18年度まで収入項目として計上されていた厚生年金の積立金相当額納付金(平成9年の旧三共済の統合に伴う積立金の移換金について存続組合が分割納付していたもの)については、旧日本鉄道共済が18年度に残額を一括納付し、旧日本電信電話共済も18年度が分割の最終年度であったことから、18年度をもって積立金の移換金の納付が終了しており、19年度には計上されていない。

基礎年金拠出金収入18兆5,080億円は、各制度の支出項目である基礎年金拠出金に対応して、受け入れ側の国民年金(基礎年金勘定)の収入項目となっているもので、公的年金制度の合計でみると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。同様に、収入項目の基礎年金交付金3兆9,316億円、国共済組合連合会等拠出金収入347億円に対して、それぞれ支出項目の基礎年金相当給付費(みなし基礎年金給付費)、年金保険者拠出金に対応しており、公的年金制度の合計ではそれぞれ相殺されている。また、平成16年度から始まった国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、地共済が財政調整拠出金624億円を拠出し、国共済が財政調整拠出金収入として受け入れているが、上記と同様、相殺関係にある。

したがって、公的年金制度全体の財政収支状況を見る場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除いている(図表2-1-2)。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他には、基礎年金勘定の前年度剰余金受入1兆4,322億円を除いた額を計上している。

こうした考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の収入総額は、簿価ベースで46兆3,416億円、時価ベースで36兆2,533億円である。ただし、この中には、厚生年金、国民年金の「積立金より受入」（総額4兆1,344億円）が含まれている。

（公的年金制度全体の支出：年金給付費44.7兆円等）

一方、平成19年度の公的年金制度全体での支出は、給付費44兆7,338億円などとなっている。

給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費にはその一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる1階部分にあたる給付費となる。

また、各制度（基礎年金勘定を含む）が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺関係にある。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表2-1-2）。

前述の考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の支出総額は、45兆987億円となっている。

（公的年金制度全体の積立金：簿価ベースで188.5兆円、時価ベースで191.6兆円）

公的年金制度全体の平成19年度末の積立金は、簿価ベースで188兆4,852億円、時価ベースで191兆5,595億円となっている。なお、この積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

（公的年金制度全体の年度末積立金の対前年度増減額）

年度末積立金の対前年度増減額は、簿価ベースで3兆76億円の減、時価ベースで13兆959億円の減となっている。一方、公的年金制度全体の収支残は、簿価ベースで1兆2,429億円の黒字、時価ベースで8兆8,454億円の赤字となっており、積立金の増減額とは異なっている。これは、厚生年金及び国民年金で「積立金より受入」が収入として計上されていることなどによるものである。

(2) 平成19年度の単年度収支状況

図表 2-1-3 は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析した平成19年度の単年度収支状況である。単年度収支状況は、厚生年金、国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び国民年金（基礎年金勘定）の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

なお、公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金、国民年金（国民年金勘定）では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表は、図表 2-1-1 における事業運営の結果を示す決算の収支状況とは異なるものである。

平成19年度の単年度の収入総額は、簿価ベースで42兆2,072億円、時価ベースで32兆1,189億円、単年度の支出総額は、45兆987億円となっている。

単年度収支残は、簿価ベースで2兆8,915億円の赤字、時価ベースで12兆9,797億円の赤字である。

簿価ベース、時価ベースともに赤字であるが、平成16年年金制度改正により積立金を活用する有限均衡方式による財政運営となっているため、単年度収支の赤字がそのまま財政状況の悪化を示すものではなく、平成16年財政再計算において見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。したがって、実績と財政再計算における将来見通しとの比較やその乖離分析を行うことが、財政状況の評価をする上で重要である。本報告では、平成19年度の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの比較や乖離分析を行った結果について、第3章で詳しく取りあげる。

図表 2-1-3 単年度収支状況 ー平成 19 年度ー

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

区 分		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
	総額	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	簿価ベース	320,976	21,257	60,708	4,971	54,239	185,288	647,440	422,072
	[時価ベース]	[255,689]	[18,048]	[34,585]	[2,893]	[50,053]		[546,557]	[321,189]
収 入 (単 年 度)	保険料収入	219,691	10,350	30,358	3,049	18,582	-	282,029	282,029
	国庫・公経済負担	51,659	1,720	4,427	605	18,436	-	76,847	76,847
	追加費用	-	4,294	10,794	-	-	-	15,088	15,088
	運用収入	16,582	2,789	11,966	873	1,113	169	33,492	33,492
	簿価ベース (再掲 年金資金運用基金納付金)	(12,238)				(779)		(13,017)	(13,017)
	[時価ベース]	[△ 48,705]	[△ 479]	[△ 14,259]	[△ 1,237]	[△ 3,073]		[△ 67,583]	[△ 67,583]
	基礎年金交付金	18,832	1,446	3,119	146	15,772	-	39,316	②
	国共済組合連合会等拠出金収入	347	-	-	-	-	-	347	④
	財政調整拠出金収入	-	624	-	-	-	-	624	③
	職域等費用納付金	2,560	-	-	-	-	-	2,560	2,560
	解散厚生年金基金等徴収金	5,552	-	-	-	-	-	5,552	5,552
	基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	185,080	185,080	①
	独立行政法人福祉医療機構納付金	5,402	-	-	-	298	-	5,700	5,700
	その他	351	33	44	298	37	40	802	802
支 出 (単 年 度)	総額	351,451	21,253	56,252	4,141	59,322	183,935	676,354	450,987
	給付費	223,179	16,734	43,503	2,441	16,862	144,618	447,338	447,338
	基礎年金拠出金	126,233	4,417	11,687	1,592	41,151	-	185,080	①
	年金保険者拠出金	-	27	246	74	-	-	347	④
	基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	39,316	39,316	②
	財政調整拠出金	-	-	624	-	-	-	624	③
	その他	2,039	75	192	33	1,309	1	3,649	3,649
単年度収支残		簿価ベース	△ 30,475	4	4,456	830	△ 5,084	1,353	△ 28,915
		[時価ベース]	[△ 95,762]	[△ 3,205]	[△ 21,667]	[△ 1,248]	[△ 9,269]	[△ 129,797]	[△ 129,797]
年度末積立金		簿価ベース	1,270,568	88,142	401,527	34,677	82,692	7,246	1,884,852
		[時価ベース]	[1,301,810]	[88,958]	[398,579]	[34,328]	[84,674]	[1,915,595]	[1,915,595]

注1 「単年度収支状況」は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表の単年度収支残は、事業運営の結果を示す決算の収支残とは異なるものである。

注2 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものを計上している。

注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績の時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。

注4 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注5 基礎年金勘定の収入のその他には、前年度剰余金受入（14,322億円）を除いた額を計上している。

注6 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

注7 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注8 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり（①～④）について収入・支出両面から除いている。

(3) 保険料収入 ー被用者年金で増加、国民年金で減少ー

平成19年度の保険料収入は、厚生年金21兆9,691億円、国共済1兆350億円、地共済3兆358億円、私学共済3,049億円、国民年金1兆8,582億円であった（図表2-1-4）。

図表2-1-4 保険料収入額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16	194,537			10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029

対前年度増減率（％）									
8	3.6	3.4	1.9	4.3	3.5	2.9	3.6	5.2	3.7
9	6.8	《4.4》	4.1	3.8	4.7	5.2	4.4	1.3	4.2
10	△ 0.3		△ 0.3	0.7	1.1	1.9	△ 0.1	1.4	0.0
11	△ 2.0		△ 0.5	0.8	0.6	1.5	△ 1.5	1.6	△ 1.3
12	△ 0.8		△ 0.9	2.5	△ 1.1	1.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.8
13	△ 0.6		△ 1.2	0.5	△ 0.1	1.4	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.5
14	1.3	《△ 0.3》		△ 1.2	△ 0.7	5.2	△ 0.2	△ 3.0	△ 0.4
15	△ 4.8			1.0	0.1	6.0	△ 3.9	3.5	△ 3.4
16	1.1			△ 0.1	0.2	0.8	0.9	△ 1.4	0.7
17	3.1			0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
18	4.6			0.4	0.7	4.6	4.0	△ 2.3	3.5
19	4.7			0.2	0.2	4.5	4.0	△ 2.4	3.5

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 平成14、15年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

保険料収入の推移をみると、平成19年度には、厚生年金が4.7%増、私学共済が4.5%増と大きく増加したほか、国共済と地共済がともに0.2%の微増となっており、被用者年金計で4.0%増加している。一方、国民年金の保険料収入は2.4%の減少と

なっている。公的年金制度全体では、平成16年度以降増加傾向にあり、平成19年度には対前年度で3.5%増、28兆2,029億円となった。

保険料収入に関しては、平成19年4月に私学共済（11.168%→11.522%）の保険料率が、9月に厚生年金（14.642%→14.996%）、国共済（14.767%→14.896%）、地共済（14.092%→14.446%）の保険料率が引き上げられており（図表2-1-5）、被用者年金の保険料収入の増加に大きく寄与している。これに加え、厚生年金と私学共済では被保険者数が増加したことも保険料収入の増加要因となっている。国共済と地共済では、被保険者数の減少に伴い標準報酬総額が減少する一方で保険料率が引き上げられた結果、保険料収入が微増した。これに対し、国民年金は平成19年4月に保険料の引き上げ（13,860円→14,100円）が行われたが、被保険者数の減少等の影響が大きく、保険料収入は減少した。

図表2-1-5 公的年金各制度の保険料（率）

年度	厚生年金					国共済	地共済	私学共済	国民年金
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	農林年金				
	%	%	%	%	%	%	%	%	円
平成7	16.5	19.59 (4月)	16.26	19.07	18.54 (4月)	17.44	15.84	12.8 (4月)	11,700 (4月)
8	17.35 (10月)	20.09 (10月)	17.21 (10月)	19.92 (10月)	↓	18.39 (10月)	16.56 (12月)	↓	12,300 (4月)
9	↓	↓	17.35 (4月)	↓	19.49 (4月)	↓	↓	13.3 (4月)	12,800 (4月)
10	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	13,300 (4月)
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	注5 ↓	↓	↓	↓	厚生年金	↓	↓	↓	↓
15	13.58 (4月)	15.69 (4月)	13.58 (4月)	15.55 (4月)	15.22 (4月)	14.38 (4月)	12.96 (4月)	10.46 (4月)	↓
16	13.934 (10月)	↓	13.934 (10月)	↓	14.704 (10月)	14.509 (10月)	13.384 (10月)	↓	↓
17	14.288 (9月)	↓	14.288 (9月)	↓	15.058 (9月)	14.638 (9月)	13.738 (9月)	10.814 (4月)	13,580 (4月)
18	14.642 (9月)	↓	14.642 (9月)	↓	15.412 (9月)	14.767 (9月)	14.092 (9月)	11.168 (4月)	13,860 (4月)
19	14.996 (9月)	↓	14.996 (9月)	↓	15.766 (9月)	14.896 (9月)	14.446 (9月)	11.522 (4月)	14,100 (4月)
20	15.350 (9月)	↓	15.350 (9月)	↓	16.120 (9月)	15.025 (9月)	14.800 (9月)	11.876 (4月)	14,410 (4月)
21	15.704 (9月)	15.704 (9月)	15.704 (9月)	15.704 (9月)	15.350 (10月) 15.704 (9月)	15.154 (9月)	15.154 (9月)	12.230 (4月)	14,660 (4月)

注1 () 内は改定月である。

注2 被用者年金各制度の平成15年3月までの保険料率は標準報酬月額ベース、平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。

注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済年金は、平成9年4月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。

注4 農林年金は平成14年4月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。

注5 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成21年9月時点で16.448%である。

(4) 国庫・公経済負担 ―全制度で増加―

平成19年度の国庫・公経済負担は、厚生年金5兆1,659億円、国共済1,720億円、地共済4,427億円、私学共済605億円、国民年金1兆8,436億円であった(図表2-1-6)。

図表2-1-6 国庫・公経済負担額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済		旧農林年金						
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14	40,036			1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15	41,045			1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16	42,792			1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847

対前年度増減率(%)									
8	△ 11.0	1.8	2.8	6.8	7.1	7.9	△ 8.5	23.9	0.0
9	7.7	《4.8》	△ 1.7	3.8	3.0	2.8	4.5	△ 9.2	0.0
10	4.4		△ 1.4	6.5	1.0	5.2	4.1	△ 0.4	2.7
11	28.5		3.0	4.5	5.1	7.1	25.0	△ 0.3	17.8
12	2.3		7.5	7.9	10.0	9.7	3.2	3.1	3.2
13	2.6		3.5	2.5	4.8	2.8	2.8	4.9	3.3
14	4.9	《3.3》		1.8	△ 1.9	3.4	3.1	1.8	2.8
15	2.5			4.4	△ 4.0	5.4	1.9	2.7	2.1
16	4.3			6.4	14.9	10.3	5.1	1.7	4.3
17	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
18	6.4			2.1	3.4	3.8	6.0	5.6	5.9
19	7.0			6.0	11.8	8.6	7.3	2.6	6.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 平成14～16年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

国庫・公経済負担の推移をみると、各制度とも総じて増加を続けており、平成19年度には、ひき続きすべての制度で増加している。平成19年度の対前年度増加率は、厚生年金7.0%、国共済6.0%、地共済11.8%、私学共済8.6%、国民年金2.6%と大きな伸びとなっており、公的年金制度全体では、対前年度6.2%増の7兆6,847億円であった。

ここで、国庫・公経済負担とは、

○基礎年金拠出金の3分の1(平成16年度から2分の1への引上げに着手し、平成21年度までに完全に引上げ)に相当する額

○国民年金が発足した昭和36年4月より前の期間（恩給公務員期間等は除く。）

に係る給付に要する費用の一定割合（厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%）に相当する額

などについて、国庫又は地方公共団体等が負担している額^{注1}のことである。また、国民年金においては、さらに国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費などにも国庫が負担する部分^{注2}がある。

国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、国庫・公経済負担の増加はもっぱら基礎年金拠出金の増加を反映したものである。これに加え、平成16年度以降は、基礎年金の国庫・公経済負担の引上げが増加の要因となっている。

基礎年金の国庫・公経済負担割合については、平成16年の法律改正で、基礎年金拠出金の3分の1から、平成21年度までに2分の1へ完全に引き上げられることとされ、平成16年度から引上げに着手された。平成19年度は、基礎年金拠出金の3分の1に加え1000分の32の国庫・公経済負担となっている（図表2-1-7）。なお、国庫・公経済負担割合は、平成21年度には2分の1へ完全に引き上げられる。

注1 用語解説の補足を参照のこと。

注2 用語解説「特別国庫負担」の項を参照のこと。

図表2-1-7 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳					
		公的年金 制度全体 (うち国庫)	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成16	1/3 + 296億円*	296 (272)	206	8	21	3	58
17	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192 (1,101)	822	30	82	10	248
18	1/3 + 25/1000						
19	1/3 + 32/1000						
21	1/2						

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

(5) 追加費用

平成19年度の追加費用は、国共済4,294億円、地共済1兆794億円であった（図表2-1-8）。追加費用の推移をみると、国共済は平成11年度から、地共済は平成10年度から、それぞれ減少を続けている。追加費用は、給付のうち制度発足前の恩給公務員期間等に係る部分に要する費用に相当するため、今後も引き続き減少していくものと考えられる。

図表2-1-8 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計	対前年度増減率		
				国共済	地共済	計
平成	億円	億円	億円	%	%	%
7	6,060	15,559	21,619			
8	5,758	16,009	21,766	△ 5.0	2.9	0.7
9	5,894	16,059	21,953	2.4	0.3	0.9
10	6,062	15,745	21,808	2.9	△ 2.0	△ 0.7
11	5,807	15,271	21,078	△ 4.2	△ 3.0	△ 3.3
12	5,612	14,756	20,368	△ 3.4	△ 3.4	△ 3.4
13	5,400	14,572	19,972	△ 3.8	△ 1.2	△ 1.9
14	5,326	14,139	19,465	△ 1.4	△ 3.0	△ 2.5
15	5,187	13,352	18,539	△ 2.6	△ 5.6	△ 4.8
16	4,918	12,465	17,383	△ 5.2	△ 6.6	△ 6.2
17	4,702	11,896	16,599	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5
18	4,569	11,344	15,914	△ 2.8	△ 4.6	△ 4.1
19	4,294	10,794	15,088	△ 6.0	△ 4.9	△ 5.2

(6) 運用収入

平成19年度の運用収入は、簿価ベースで、厚生年金1兆6,582億円、国共済2,789億円、地共済1兆1,966億円、私学共済873億円、国民年金1,113億円であった（図表2-1-9）。一方、時価ベースでは、厚生年金△4兆8,705億円、国共済△479億円、地共済△1兆4,259億円、私学共済△1,237億円、国民年金△3,073億円とすべての制度でマイナスとなっている。

なお、厚生年金及び国民年金では、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）が厚生労働大臣から寄託された積立金を管理・運用し、その運用収益を国庫（年金特別会計）に納付する仕組みとなっている。平成19年度には、平成18年度末の累積損益から、厚生年金1兆2,238億円、国民年金779億円が年金積立金管理運用独立行政法人納付金として国庫納付された。厚生年金及び国民年金の簿価ベースの運用収入は、特別会計の運用収入（財政融資資金への預託金の利子収入）に、この年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものを計上している。このように、簿価ベースでは、年金積立金管理運用独立行政法人に

における運用収益を厚生年金及び国民年金の特別会計の当該年度の収入として計上する仕組みとなっていないことから、簿価ベースの数値を、（年金積立金管理運用独立行政法人における運用実績が当該年度の運用収入に反映される）時価ベースや、他制度の簿価ベースの数値と比べる際には、留意が必要である。

図表 2-1-9 運用収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
		旧三共済	旧農林年金					国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
8	56,061	1,693	781	3,505	10,910	985	73,935	3,296	700	77,931
9	55,637		774	3,289	11,009	996	71,706	3,405	616	75,726
10	52,164		715	2,728	10,535	989	67,131	3,368	385	70,884
11	47,286		676	2,666	12,109	1,013	63,750	3,236	386	67,372
12	43,067		698	2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
13	38,607		507	2,104	7,872	783	49,873	2,263	209	52,345
	[26,541]			[1,341]				[1,246]		
14	31,071			2,169	6,870	667	40,777	1,897	175	42,848
	[2,731]			[1,757]		[△ 90]		[△ 371]		
15	22,884			2,358	7,000	670	32,912	1,523	79	34,513
	[64,232]			[3,282]	[16,995]	[809]	[85,318]	[4,482]		[89,879]
16	16,125			2,109	7,534	738	26,506	1,044	83	27,632
	[36,934]			[2,291]	[12,200]	[1,103]	[52,527]	[2,654]		[55,264]
17	18,298			2,423	13,604	1,359	35,684	1,357	83	37,124
	[91,893]			[4,647]	[32,363]	[1,903]	[130,806]	[6,451]		[137,340]
18	25,708			2,607	15,645	1,250	45,209	1,965	115	47,289
	[42,790]			[2,503]	[13,769]	[1,416]	[60,478]	[2,879]		[63,472]
19	16,582			2,789	11,966	873	32,211	1,113	169	33,492
	[△ 48,705]			[△ 479]	[△ 14,259]	[△ 1,237]	[△ 64,679]	[△ 3,073]		[△ 67,583]
対前年度増減率（％）										
8	1.4	58.6	△ 10.8	1.2	△ 5.5	△ 6.7	0.9	3.5	△ 8.7	0.9
9	△ 0.8		△ 0.8	△ 6.2	0.9	1.1	△ 3.0	3.3	△ 12.0	△ 2.8
10	△ 6.2		△ 7.7	△ 17.1	△ 4.3	△ 0.7	△ 6.4	△ 1.1	△ 37.5	△ 6.4
11	△ 9.4		△ 5.4	△ 2.3	14.9	2.4	△ 5.0	△ 3.9	0.4	△ 5.0
12	△ 8.9		3.2	△ 6.3	△ 23.0	△ 13.7	△ 11.4	△ 12.6	△ 21.2	△ 11.5
13	△ 10.4		△ 27.4	△ 15.8	△ 15.6	△ 10.5	△ 11.7	△ 20.0	△ 31.3	△ 12.2
14	△ 19.5			3.1	△ 12.7	△ 14.8	△ 18.2	△ 16.2	△ 16.5	△ 18.1
	[△ 89.7]			[31.0]				[△ 129.8]		
15	△ 26.3			8.7	1.9	0.3	△ 19.3	△ 19.7	△ 54.8	△ 19.5
	[2,251.8]			[86.8]		[△ 1,001.5]		[△ 1,307.1]		
16	△ 29.5			△ 10.5	7.6	10.1	△ 19.5	△ 31.5	4.5	△ 19.9
	[△ 42.5]			[△ 30.2]	[△ 28.2]	[36.4]	[△ 38.4]	[△ 40.8]		[△ 38.5]
17	13.5			14.9	80.6	84.3	34.6	30.1	0.6	34.4
	[148.8]			[102.8]	[165.3]	[72.5]	[149.0]	[143.1]		[148.5]
18	40.5			7.6	15.0	△ 8.0	26.7	44.7	38.2	27.4
	[△ 53.4]			[△ 46.1]	[△ 57.5]	[△ 25.6]	[△ 53.8]	[△ 55.4]		[△ 53.8]
19	△ 35.5			7.0	△ 23.5	△ 30.2	△ 28.8	△ 43.4	47.0	△ 29.2
	[△ 213.8]			[△ 119.1]	[△ 203.6]	[△ 187.4]	[△ 206.9]	[△ 206.7]		[△ 206.5]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（17年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。

注3 []内は、時価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人（17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。なお、国共済の時価ベースの運用収入は、平成10年度が2,542億円、平成11年度が3,147億円、平成12年度が1,678億円である。

(7) 運用利回り

平成19年度の運用利回りをみると（図表2-1-10）、簿価ベースでは、国共済が3.18%、地共済が3.02%、私学共済が3.14%となっている。

また、時価ベースでは、厚生年金が△3.54%、国共済が△0.53%、地共済が△3.42%、私学共済が△2.81%、国民年金が△3.38%となっている。

図表2-1-10 運用利回りの推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		旧農林年金				
	%	%	%	%	%	%
平成7	5.24	4.92	4.97	4.23	4.60	4.90
8	4.99	4.23	4.82	3.74	4.03	4.56
9	4.66	4.08	4.32	3.57	3.86	4.26
10	4.15	3.69	3.44	3.24	3.66	3.94
11	3.62	3.45	3.27	3.57	3.59	3.58
12	3.22	3.55	3.01	2.61	2.99	2.98
13	…	2.54	2.42	2.05	2.60	…
	[1.99]		[1.56]			[1.29]
14	…		2.45	1.77	2.20	…
	[0.21]		[2.05]		[△ 0.28]	[△ 0.39]
15	…		2.68	1.81	2.00	…
	[4.91]		[3.84]	[4.83]	[2.61]	[4.78]
16	…		2.35	1.98	1.79	…
	[2.73]		[2.65]	[3.23]	[3.35]	[2.77]
17	…		2.43	3.59	4.16	…
	[6.82]		[5.36]	[8.44]	[5.78]	[6.88]
18	…		3.02	4.02	3.76	…
	[3.10]		[2.79]	[3.36]	[4.07]	[3.07]
19	…		3.18	3.02	3.14	…
	[△ 3.54]		[△ 0.53]	[△ 3.42]	[△ 2.81]	[△ 3.38]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入(参考値)を基にした修正総合利回りを計上している。なお、国共済の時価ベースの運用利回りは、平成10年度が3.17%、平成11年度が3.80%、平成12年度が2.03%である。

(8) 基礎年金交付金

平成19年度の基礎年金交付金は、決算ベース^注で、厚生年金1兆8,832億円、国共済1,446億円、地共済3,119億円、私学共済146億円、国民年金1兆5,772億円であった(図表2-1-11)。

注 基礎年金交付金の決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であるため、基礎年金制度としての実績は確定値ベースとなる。確定値ベースの動向については、「(13)基礎年金制度の実績(確定値ベース)」の項を参照のこと。

図表2-1-11 基礎年金交付金の推移《決算ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,689	2,372	689	2,188	5,276	295	36,509	31,868	68,378
8	25,491	2,445	589	2,209	5,371	291	36,396	30,395	66,790
9	25,493		504	2,194	5,208	285	34,109	28,435	62,544
10	24,952		481	2,201	5,035	277	32,954	27,826	60,781
11	23,036		533	2,156	4,956	261	30,947	26,748	57,695
12	19,574		563	2,083	4,796	245	27,260	25,701	52,962
13	15,566		525	1,993	4,545	232	22,861	24,245	47,107
14	14,240			1,935	4,249	218	20,728	22,771	43,499
15	13,921			1,833	3,946	203	19,904	21,534	41,438
16	16,060			1,729	3,910	190	21,891	20,076	41,967
17	19,474			1,640	3,718	178	25,009	18,763	43,773
18	19,989			1,552	3,342	157	25,041	17,108	42,149
19	18,832			1,446	3,119	146	23,544	15,772	39,316

対前年度増減率(%)									
8	△ 0.8	3.1	△ 14.5	0.9	1.8	△ 1.2	△ 0.3	△ 4.6	△ 2.3
9	0.0 《△ 8.7》		△ 14.5	△ 0.7	△ 3.0	△ 2.3	△ 6.3	△ 6.4	△ 6.4
10	△ 2.1		△ 4.5	0.3	△ 3.3	△ 2.7	△ 3.4	△ 2.1	△ 2.8
11	△ 7.7		10.9	△ 2.0	△ 1.6	△ 5.6	△ 6.1	△ 3.9	△ 5.1
12	△ 15.0		5.5	△ 3.4	△ 3.2	△ 6.4	△ 11.9	△ 3.9	△ 8.2
13	△ 20.5		△ 6.7	△ 4.3	△ 5.2	△ 5.1	△ 16.1	△ 5.7	△ 11.1
14	△ 8.5	《△ 11.5》		△ 2.9	△ 6.5	△ 6.1	△ 9.3	△ 6.1	△ 7.7
15	△ 2.2			△ 5.3	△ 7.1	△ 6.9	△ 4.0	△ 5.4	△ 4.7
16	15.4			△ 5.7	△ 0.9	△ 6.5	10.0	△ 6.8	1.3
17	21.3			△ 5.1	△ 4.9	△ 6.4	14.2	△ 6.5	4.3
18	2.6			△ 5.4	△ 10.1	△ 11.7	0.1	△ 8.8	△ 3.7
19	△ 5.8			△ 6.8	△ 6.7	△ 6.8	△ 6.0	△ 7.8	△ 6.7

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 被用者年金制度計の平成9年度の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金及び平成7年度分の精算額(425億円)を含み、平成10、11年度の額は旧三共済に係る分の精算額(10年度は9億円、11年度は4億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(85億円)を含み、平成15、16年度の額は旧農林年金分の精算額(15年度は1億円、16年度は2億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(9) 給付費 ー被用者年金、基礎年金で増加ー

平成19年度の給付費は、厚生年金22兆3,179億円、国共済1兆6,734億円、地共済4兆3,503億円、私学共済2,441億円、国民年金の国民年金勘定1兆6,862億円、基礎年金勘定14兆4,618億円であった（図表2-1-12）。

給付費の推移をみると、平成19年度では、厚生年金と国共済が0.3%増、地共済が0.8%増、私学共済が2.8%増となっており、すべての被用者年金で増加している。

国民年金では、基礎年金勘定で大幅な増加が続いており、平成19年度で7.2%の増加となっている。一方、国民年金勘定では平成19年度で7.1%減となっており、一貫して減少傾向が続いている。これは、国民年金勘定の給付費が主に旧法国民年金の老齢年金の給付費であることから、受給権者の新規発生が被用者年金と違って非常に少ないためと考えられる。

図表2-1-12 給付費の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済		旧農林年金					国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,436
8	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14	203,466			16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15	208,140			16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16	215,380			16,779	42,783	2,252	277,194	20,888	118,118	416,200
17	219,863			16,693	42,915	2,310	281,780	19,527	126,386	427,694
18	222,541			16,686	43,149	2,375	284,751	18,149	134,909	437,809
19	223,179			16,734	43,503	2,441	285,857	16,862	144,618	447,338

対前年度増減率(%)										
8	4.3	△0.8	2.7	0.7	1.6	5.2	3.3	△3.6	18.6	4.7
9	10.2	《1.8》	2.9	0.8	1.5	4.7	1.7	△4.1	16.7	3.5
10	5.7		3.9	1.7	2.9	5.9	5.0	△2.9	16.3	6.3
11	2.5		1.8	0.6	1.6	3.9	2.2	△4.0	13.5	3.9
12	2.2		2.1	1.2	0.6	4.2	1.9	△4.8	11.3	3.4
13	2.4		1.6	0.4	1.4	4.2	2.1	△5.0	10.4	3.5
14	3.7	《1.7》		△0.1	0.7	4.4	1.7	△5.2	9.5	3.1
15	2.3			△0.0	0.8	3.4	1.7	△6.4	8.0	2.8
16	3.5			△0.4	0.4	3.1	2.7	△6.3	6.7	3.3
17	2.1			△0.5	0.3	2.6	1.7	△6.5	7.0	2.8
18	1.2			△0.0	0.5	2.8	1.1	△7.1	6.7	2.4
19	0.3			0.3	0.8	2.8	0.4	△7.1	7.2	2.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 平成14年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

(10) 基礎年金拠出金

平成19年度の基礎年金拠出金は、決算ベース^注で、厚生年金12兆6,233億円、国共済4,417億円、地共済1兆1,687億円、私学共済1,592億円、国民年金3兆6,070億円（特別国庫負担分を除く）であった（図表2-1-13）。

注 基礎年金拠出金の決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であるため、基礎年金制度としての実績は確定値ベースとなる。確定値ベースの動向については、「(13) 基礎年金制度の実績（確定値ベース）」の項を参照のこと。

図表2-1-13 基礎年金拠出金の推移《決算ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	70,154	1,218	1,090	2,624	7,351	813	83,250	22,177	105,427
8	74,120	1,267	1,132	2,733	7,728	847	87,827	22,324	110,151
9	77,173		1,124	2,848	8,021	879	90,275	23,379	113,654
10	83,144		1,156	3,075	8,558	934	96,881	24,709	121,590
11	88,235		1,211	3,288	9,145	1,004	102,889	24,939	127,828
12	91,272		1,279	3,535	9,703	1,103	106,892	26,109	133,002
13	93,048		1,356	3,608	9,861	1,137	109,009	28,043	137,053
14	98,961			3,719	10,108	1,184	114,282	28,937	143,219
15	102,986			3,898	10,557	1,263	118,799	30,098	148,897
16	107,874			4,192	11,235	1,401	124,726	30,701	155,427
17	112,831			4,201	11,226	1,452	129,710	34,090	163,800
18	119,224			4,210	11,159	1,485	136,077	36,017	172,094
19	126,233			4,417	11,687	1,592	143,929	36,070	179,999
対前年度増減率(%)									
8	5.7	4.1	3.9	4.1	5.1	4.2	5.5	0.7	4.5
9	4.1	《2.4》	△ 0.8	4.2	3.8	3.8	2.8	4.7	3.2
10	7.7		2.9	8.0	6.7	6.2	7.3	5.7	7.0
11	6.1		4.7	7.0	6.9	7.5	6.2	0.9	5.1
12	3.4		5.6	7.5	6.1	9.9	3.9	4.7	4.0
13	1.9		6.0	2.1	1.6	3.1	2.0	7.4	3.0
14	6.4	《4.8》		3.1	2.5	4.2	4.8	3.2	4.5
15	4.1			4.8	4.4	6.7	4.0	4.0	4.0
16	4.7			7.5	6.4	10.9	5.0	2.0	4.4
17	4.6			0.2	△ 0.1	3.6	4.0	11.0	5.4
18	5.7			0.2	△ 0.6	2.2	4.9	5.6	5.1
19	5.9			4.9	4.7	7.3	5.8	0.1	4.6

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 被用者年金制度計の平成9年度の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額の概算額及び旧三共済に係る平成7年度分の精算額(230億円)を含み、平成10、11年度の額は旧三共済に係る分の精算額(10年度は15億円、11年度は7億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(311億円)を含み、平成15、16年度の額は旧農林年金分の精算額(15年度は95億円、16年度は23億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(11) 収支残

平成19年度の収支残は、簿価ベースで、厚生年金9,378億円の黒字、国共済4億円の黒字、地共済4,456億円の黒字、私学共済830億円の黒字、国民年金3,593億円の赤字となっている（図表2-1-14）。また、時価ベースでは、厚生年金5兆5,909億円の赤字、国共済3,205億円の赤字、地共済2兆1,667億円の赤字、私学共済1,248億円の赤字、国民年金7,779億円の赤字であった。

ここで、厚生年金及び国民年金では、当年度の支出を支障なく行うという事業運営の観点から、「積立金より受入」（平成19年度は厚生年金が3兆9,853億円、国民年金が1,490億円）が収入項目となっており、収支残の額は事業運営の結果を示すもので、そのまま積立金の増減になるとは限らないことに留意が必要である。

年金財政の観点から財政状況をみるには、単年度収支残で評価するのが適当であり、平成19年度の単年度収支残は、厚生年金が簿価ベースで3兆475億円の赤字、時価ベースで9兆5,762億円の赤字、国民年金が簿価ベースで5,084億円の赤字、時価ベースで9,269億円の赤字となっている。ただし、前述のように、積立金を活用する有限均衡方式での財政運営となっているため、平成16年財政再計算であらかじめ見込まれていた状況との比較や乖離分析を通して適切に評価する必要がある。

また、厚生年金の収入には、解散厚生年金基金等徴収金（5,552億円）が含まれているが、これは厚生年金基金の代行返上による移換金であり、将来にわたる給付義務を伴う一時的な収入である。また、厚生年金及び国民年金の収入には、独立行政法人福祉医療機構納付金といった17年度において一時的に支出された額に対応する収入が含まれており、収支状況をみる際には留意する必要がある。

図表 2-1-14 収支残の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)	
	億円	旧農林年金 億円	億円	億円	億円	億円	
平成7	72,760	806	3,101	16,782	1,446	6,790	
8	66,381	559	3,089	16,816	1,342	9,444	
9	72,910	500	3,160	17,234	1,332	6,151	
10	50,801	225	2,395	14,900	1,207	4,871	
11	39,482	118	1,852	14,987	1,121	4,952	
12	20,779	34	2,762	9,160	852	3,527	
13	5,067	△ 367	549	7,760	677	1,184	
	[△ 6,999]		[△ 157]			[167]	
14	3,007		247	5,391	568	△ 485	
	[△ 25,333]		[△ 84]		[△ 189]	[△ 2,753]	
15	△ 3,379		191	3,639	434	△ 500	
	[37,968]		[1,189]	[13,885]	[617]	[2,459]	
16	2,359		96	2,322	301	△ 1,707	
	[23,167]		[389]	[8,266]	[836]	[△ 96]	
17	9,672	△ 52,825	546	7,464	1,078	△ 1,071	△ 5,609
	[83,267]	[20,770]	[3,126]	[28,491]	[1,651]	[4,023]	[△ 515]
18	11,021	△ 23,145	558	8,988	1,008	△ 1,194	△ 4,022
	[28,103]	[△ 6,063]	[472]	[7,301]	[1,188]	[△ 279]	[△ 3,107]
19	9,378	△ 30,475	4	4,456	830	△ 3,593	△ 5,084
	[△ 55,909]	[△ 95,762]	[△ 3,205]	[△ 21,667]	[△ 1,248]	[△ 7,779]	[△ 9,269]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の右側の数値は、単年度収支残である。

注3 []内は、時価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの収支残は、年度末積立金の評価損益の増減分等を加減して算出した参考値である。なお、国共済の時価ベースの収支残は、平成10年度が2,243億円、平成11年度が2,369億円、平成12年度が1,975億円である。

(12) 積立金

平成19年度末の積立金は、簿価ベースで、厚生年金127兆568億円、国共済8兆8,142億円、地共済40兆1,527億円、私学共済3兆4,677億円、国民年金勘定8兆2,692億円、基礎年金勘定7,246億円であり、総額で188兆4,852億円となっている（図表2-1-15）。なお、厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。また、基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであり、毎年度同額が計上されている。

積立金の推移を簿価ベースでみると、平成19年度は、私学共済が2.5%増、地共済が1.1%増であった一方で、厚生年金と国民年金勘定ではそれぞれ2.3%減、5.7%減となった。これらは、平成19年度の単年度収支残の結果を反映したものである（図表2-1-3）。

一方、時価ベースでみると、平成19年度末の積立金は、厚生年金130兆1,810億円、国共済8兆8,958億円、地共済39兆8,579億円、私学共済3兆4,328億円、国民年金勘定8兆4,674億円となっている。すべての制度で減少しており、厚生年金が6.8%減、国共済が3.5%減、地共済が5.2%減、私学共済が3.5%減、国民年金勘定が9.8%減となっている。

図表 2-1-15 積立金の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	億円	旧三共済	旧農林年金					国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9	1,257,560		19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10	1,308,446		19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11	1,347,988		20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13	1,373,934 [1,345,967]		19,746	86,500 [87,070]	369,267	30,800	1,880,246	99,490 [97,348]	7,246	1,986,982
14	1,377,023 [1,320,717]			86,747 [86,986]	374,658 [365,720]	31,368 [31,625]	1,869,796 [1,805,048]	99,108 [94,698]	7,246	1,976,150 [1,906,992]
15	1,374,110 [1,359,151]			86,938 [88,175]	378,297 [379,605]	31,802 [32,242]	1,871,147 [1,859,173]	98,612 [97,160]	7,246	1,977,004 [1,963,580]
16	1,376,619 [1,382,468]			87,034 [88,564]	380,619 [386,664]	32,102 [33,079]	1,876,374 [1,890,775]	96,991 [97,151]	7,246	1,980,611 [1,995,171]
17	1,324,020 [1,403,465]			87,580 [91,690]	388,082 [412,945]	33,180 [34,730]	1,832,862 [1,942,829]	91,514 [96,766]	7,246	1,931,622 [2,046,842]
18	1,300,980 [1,397,509]			88,137 [92,162]	397,071 [420,246]	33,834 [35,563]	1,820,022 [1,945,481]	87,660 [93,828]	7,246	1,914,928 [2,046,554]
19	1,270,568 [1,301,810]			88,142 [88,958]	401,527 [398,579]	34,677 [34,328]	1,794,914 [1,823,675]	82,692 [84,674]	7,246	1,884,852 [1,915,595]

対前年度増減率(%)

8	5.9	6.5	3.0	4.2	5.8	5.5	5.8	12.9	0.0	6.1
9	6.2		2.6	4.2	5.6	5.2	4.3	7.9	0.0	4.4
10	4.0		1.1	3.0	4.6	4.5	4.1	5.8	0.0	4.1
11	3.0		0.6	2.3	4.4	4.0	3.2	5.6	0.0	3.3
12	1.5		0.2	3.3	2.6	2.9	1.8	3.8	0.0	1.9
13	0.4		△ 1.8	0.6	2.1	2.2	0.7	1.3	0.0	0.8
14	0.2 [△ 1.9]			0.3 [△ 0.1]	1.5	1.8	△ 0.6	△ 0.4 [△ 2.7]	0.0	△ 0.5
15	△ 0.2 [2.9]			0.2 [1.4]	1.0 [3.8]	1.4 [2.0]	0.1 [3.0]	△ 0.5 [2.6]	0.0	0.0 [3.0]
16	0.2 [1.7]			0.1 [0.4]	0.6 [1.9]	0.9 [2.6]	0.3 [1.7]	△ 1.6 [△ 0.0]	0.0	0.2 [1.6]
17	△ 3.8 [1.5]			0.6 [3.5]	2.0 [6.8]	3.4 [5.0]	△ 2.3 [2.8]	△ 5.6 [△ 0.4]	0.0	△ 2.5 [2.6]
18	△ 1.7 [△ 0.4]			0.6 [0.5]	2.3 [1.8]	2.0 [2.4]	△ 0.7 [0.1]	△ 4.2 [△ 3.0]	0.0	△ 0.9 [△ 0.0]
19	△ 2.3 [△ 6.8]			0.0 [△ 3.5]	1.1 [△ 5.2]	2.5 [△ 3.5]	△ 1.4 [△ 6.3]	△ 5.7 [△ 9.8]	0.0	△ 1.6 [△ 6.4]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、厚生年金基金が代行している部分の積立金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済の時価ベースの積立金は、平成10年度末が82,883億円、平成11年度末が85,252億円、平成12年度末が87,227億円である。

注5 旧農林年金から厚生年金へ、平成14年度に1.58兆円、平成15年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15年度に3.50兆円、平成16年度に5.39兆円、平成17年度に3.46兆円、平成18年度に0.68兆円、平成19年度に0.56兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。

第2章◆財政状況

平成19年度末の各制度の積立金の資産構成は、図表2-1-16に示したとおりとなっており、資産構成は制度により違いが見られる。

図表2-1-16 各制度の資産構成 —平成19年度末—

区 分	厚生年金		国民年金	
	時価ベース		時価ベース	
預 託 金	%		%	
	16.5		7.2	
市場運用分	63.5		70.0	
〈市場運用分計 ^{注2} 〉	〈100.00〉		〈913,073〉	
国内債券	〈62.37〉			
国内株式	〈15.11〉			
外国債券	〈10.58〉			
外国株式	〈11.94〉			
短期資産	〈0.00〉			
財投債	20.0		22.8	
承継資産の累積利差損	—		—	
	(△27,119)		(△1,949)	
年度末積立金	承継資産の損益を含まない場合	100.0	100.0	
		(1,328,930)	(86,623)	
	承継資産の損益を含む場合	—	—	
		(1,301,810)	(84,674)	

区 分	国共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	2.0	1.9
現金・預金	0.6	0.6
未収収益・未収金等	1.4	1.3
固定資産	98.1	98.2
預託金	54.0	53.5
有価証券等	37.3	38.0
包括信託	37.3	38.0
(委託運用)	15.0	14.7
国内債券	3.6	3.6
国内株式	5.6	5.1
外国債券	0.9	0.9
外国株式	4.9	5.1
(自家運用)	22.3	23.3
国内債券	22.3	23.3
不動産	2.2	2.1
貸付金	4.6	4.6
流動負債等	△0.1	△0.1
年度末積立金	100.0	100.0
	(88,142)	(88,958)

区 分	地共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	5.9	5.9
現金・預金	3.4	3.4
未収収益・未収金等	2.5	2.5
固定資産	94.1	94.1
預託金	0.4	0.4
有価証券等	85.7	85.6
包括信託	71.5	70.8
有価証券	12.2	12.8
国内債券	5.8	6.0
国内株式	0.0	0.0
外国債券	2.9	3.1
外国株式	—	—
証券投資信託	0.1	0.1
有価証券信託	3.5	3.6
生命保険等	2.0	2.0
不動産	0.5	0.5
貸付金	7.5	7.6
流動負債等	0.0	0.0
年度末積立金	100.0	100.0
	(401,527)	(398,579)

区 分	私学共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	6.4	6.5
現金・預金	4.5	4.6
未収収益・未収金等	1.8	1.9
固定資産	93.6	93.6
預託金	—	—
有価証券等	78.6	78.3
包括信託	29.5	27.0
有価証券	49.1	51.3
国内債券	35.2	36.2
国内株式	—	—
外国債券	—	—
外国株式	—	—
証券投資信託	0.0	0.0
有価証券信託	13.9	15.1
生命保険等	—	—
不動産	1.6	1.6
貸付金	13.5	13.6
流動負債等	△0.0	△0.0
年度末積立金	100.0	100.0
	(34,677)	(34,328)

注1 厚生年金、国民年金の「預託金」「市場運用分」「財投債」の構成割合は、承継資産の損益を含まない場合の年度末積立金を100%としている。

注2 厚生年金、国民年金の市場運用は、年金積立金管理運用独立行政法人において厚生年金分、国民年金分、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

注3 ()内は実額(単位:億円)である。

《参考》「時価ベース」について

年金数理部会では、平成14年度財政状況報告より、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値（「時価ベース」）の報告を受けている。

平成14年度末以降の積立金については、すべての制度で時価ベースの値が算出されているが、各制度の時価評価の方法は図表2-1-17に示したとおりである。制度によって、細かな点で若干の違いはみられるものの、評価方法は概ねそろっているものと考えてよい。

なお、厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものであり、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている^注。

注 厚生年金と国民年金の積立金は、平成13年度から、厚生労働大臣が旧年金資金運用基金（平成18年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人）に寄託し、同基金により市場運用されることとなった（寄託金の使途には、市場運用のほか、財投債の引受けもある。）。同基金は、旧年金福祉事業団が旧資金運用部から資金を借り入れて行っていた資金運用事業に係る資産も継承しており、寄託された積立金の市場運用部分と合同して、同様の方法で市場運用している。承継資産は年金積立金そのものではないが、この承継資産の運用実績をも広く積立金の運用実績と捉えた。寄託された資金と承継資産は時価評価される。なお、12年度までは、積立金は全額が旧大蔵省資金運用部（現財務省財政融資資金）に預託され（預託期間は原則7年）、運用収入は全額が預託金利子収入であった。13年度以降は、既に旧資金運用部に預託されていた分は預託の満期償還が完了するまでの間（平成20年度まで）、預託が経過的に継続されることになっている。

図表2-1-17 時価評価の方法（平成19年度末における評価方法）

厚生年金・国民年金	○ 市場運用分の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については年度末の市場価格（運用手数料控除後）、財投債については簿価（償却原価法）
国共済	○ 包括信託については年度末の市場価格、それ以外については簿価
地共済	○ 原則として、包括信託、国内債券、外国債券、国内株式、証券投資信託、有価証券信託、生命保険等については、年度末の市場価格 不動産、貸付金については、簿価
私学共済	○ 包括信託、国内債券、有価証券信託については年度末の実勢価格、証券投資信託、不動産、貸付金については簿価

(13) 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

基礎年金制度では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの（以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）を、各制度が頭割りで分担する仕組みとなっており、各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金勘定からは各制度へ基礎年金交付金が交付されている。

基礎年金交付金と基礎年金拠出金の動向を確定値ベース^注で見たものが、図表2-1-18及び図表2-1-19である。

注 基礎年金拠出金、基礎年金交付金の確定値ベースの額とは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額などの実績の値（確定値）を用いて算出した額のことである。なお、基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額などの見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっており、前述の決算ベースの額は、この概算額と精算額の合計になっている。

図表 2-1-18 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14	22,638			1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15	21,428			1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16	20,145			1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,448	3,181	156	21,026	15,896	36,922

対前年度増減率(%)									
8	△ 2.3	3.0	△ 1.7	0.9	△ 0.9	△ 3.4	△ 1.6	△ 3.8	△ 2.6
9	4.2 《△ 4.9》		△ 3.0	△ 0.1	△ 1.5	△ 3.9	△ 3.0	△ 4.3	△ 3.6
10	△ 2.4		△ 1.6	△ 0.3	△ 0.9	△ 3.8	△ 3.2	△ 3.1	△ 3.1
11	△ 4.1		△ 2.5	△ 2.3	△ 2.3	△ 4.6	△ 3.7	△ 4.2	△ 3.9
12	△ 2.1		△ 2.7	△ 2.4	△ 3.9	△ 5.5	△ 2.4	△ 5.0	△ 3.6
13	△ 4.8		△ 3.7	△ 3.5	△ 4.6	△ 5.0	△ 4.7	△ 5.2	△ 4.9
14	△ 1.8	《△ 4.0》		△ 3.9	△ 4.1	△ 4.2	△ 3.7	△ 5.5	△ 4.5
15	△ 5.3			△ 5.2	△ 6.9	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.7	△ 6.2
16	△ 6.0			△ 5.2	△ 6.4	△ 6.1	△ 6.0	△ 6.6	△ 6.3
17	△ 6.1			△ 5.3	△ 5.5	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.9	△ 6.3
18	△ 8.1			△ 5.8	△ 6.0	△ 6.7	△ 7.6	△ 7.5	△ 7.5
19	△ 6.6			△ 6.2	△ 5.0	△ 6.7	△ 6.4	△ 7.6	△ 6.9

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、14年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

基礎年金交付金（確定値ベース）の推移をみると、各制度ともほぼコンスタントに減少を続けている。基礎年金交付金は、旧法年金に係る基礎年金相当給付費（みなし基礎年金給付費）に充てられるもので、旧法年金の受給権者の新規発生は限られていることから、今後減少を続けていくものと思われる。

一方、基礎年金拠出金（確定値ベース）については、各制度とも増加を続けている。この増加傾向は、基礎年金給付費が大幅な増加を続け、保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映したものである。

図表 2-1-19 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,842			4,428	11,845	1,602	144,718	32,175	176,893
対前年度増減率(%)									
8	5.8	4.3	4.3	5.0	5.1	5.7	5.7	5.9	5.7
9	7.8	《5.9》	2.9	5.5	5.3	5.9	6.1	2.4	5.3
10	6.7		5.2	6.7	6.9	7.8	6.4	5.8	6.3
11	4.7		4.6	5.9	5.6	6.4	4.9	7.4	5.4
12	5.2		4.5	7.2	4.6	6.5	5.2	4.1	5.0
13	4.2		3.1	4.2	3.9	5.3	4.2	4.9	4.3
14	5.3	《3.8》		5.3	5.4	7.1	4.3	5.3	4.5
15	4.0			2.4	2.5	4.8	3.6	2.4	3.4
16	3.2			2.0	1.6	4.3	3.1	1.8	2.8
17	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
18	4.2			2.6	2.4	5.6	4.0	0.6	3.3
19	5.7			3.0	2.4	5.2	5.3	△ 0.9	4.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

図表 2-1-20 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額	特別国庫 負担額	保険料・拠 出金算定対 象額	基礎年金 拠出金 単価	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
							旧三共済					旧農林年金
	①	②	①-②	(①-②)/③/12	③							
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006	(565)		1,521	4,132	489	11,994
15	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845
16	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990
19	181,518	4,625	176,893	25,734	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419

対前年度増減率 (%)												
8	5.5	△ 0.1	5.7	6.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.2
9	5.1	△ 0.4	5.3	5.3	0.0	2.6	《0.9》	△ 2.3	0.2	0.0	0.5	△ 2.7
10	6.1	1.1	6.3	7.8	△ 1.3	△ 1.3		△ 2.4	△ 0.9	△ 0.8	0.1	△ 1.8
11	5.1	△ 1.5	5.4	6.1	△ 0.7	△ 1.3		△ 1.4	△ 0.2	△ 0.4	0.3	1.2
12	4.8	△ 0.7	5.0	6.2	△ 1.2	△ 1.0		△ 1.7	0.9	△ 1.6	0.3	△ 2.0
13	4.2	1.8	4.3	5.2	△ 0.8	△ 1.0		△ 2.0	△ 1.0	△ 1.2	0.1	△ 0.3
14	4.3	△ 0.2	4.5	6.5	△ 1.9	△ 0.9	《△ 2.3》		△ 1.1	△ 1.0	0.6	△ 1.1
15	3.2	△ 0.9	3.4	3.7	△ 0.3	0.1			△ 1.2	△ 1.1	1.1	△ 1.2
16	2.7	△ 0.5	2.8	3.1	△ 0.3	0.2			△ 1.1	△ 1.5	1.2	△ 1.2
17	3.3	△ 0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△ 0.0
18	3.1	△ 3.2	3.3	7.1	△ 3.6	△ 2.8			△ 4.2	△ 4.4	△ 1.4	△ 6.1
19	4.0	△ 1.0	4.1	4.5	△ 0.3	1.2			△ 1.4	△ 2.0	0.6	△ 5.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 ()内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。

注4 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

図表 2-1-20 は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の推移を確定値ベースでみたものである。これによると、保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加しており、平成 19 年度は対前年度 4.1% 増であった。

保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分（＝当該制度の基礎年金拠出金）は、基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額である。基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と第 3 号被保険者の人数、国民年金の場合は第 1 号被保険者数（任意加入を含む。保険料納付者に限る。）^{注 1} のことである。基礎年金拠出金算定対象者数は、平成 17 年度の第 3 号被保険者の特例届出の措置の影響等で増減したほかは、総じて減少傾向にある。

また、平成 19 年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳を確定値ベースでみると、基礎年金拠出金算定対象者数 5,728 万人のうち、第 1 号被保険者^注が 1,042 万人、第 2 号被保険者^{注 2}が 3,616 万人、第 3 号被保険者が 1,071 万人となっており、第 2 号被保険者数に対する第 3 号被保険者数の比率は 0.30 である（図表 2-1-21）。第 2 号被保険者数に対する第 3 号被保険者数の比率を制度別にみると、厚生年金で 0.29、国共済で 0.39、地共済で 0.30、私学共済で 0.24 となっており、国共済で高く私学共済で低い状況にある。

注 1 国民年金に係る基礎年金拠出金算定対象者数は、保険料納付済月数を 12 で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は 1/2 月、平成 18 年 7 月に導入された多段階免除制度における 4 分の 1 免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ 3/4 月、1/4 月として計上される。例えば、半額免除の者が 1 年間保険料を納付した場合には 1/2 人とカウントされる。

注 2 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳としての人数であり、第 1 号被保険者は保険料納付者に、第 2 号被保険者は 20 歳以上 60 歳未満の者に限られている。

図表 2-1-21 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 ―平成 19 年度 確定値ベース―

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
拠出金算定対象者数	41,075	1,434	3,836	519	10,419	57,283
第1号 ①					10,419	10,419
第2号 ②	31,758	1,032	2,945	420		36,155
第3号 ③	9,318	402	891	99		10,709
第2号に対する 第3号の比率 ③／②	0.29	0.39	0.30	0.24		0.30

2 被保険者の現状及び推移

(1) 被保険者数 ー厚生年金、私学共済で増加ー

平成 19 年度末の被保険者数は、被用者年金では厚生年金が 3,457 万人、国共済 106 万人、地共済 299 万人、私学共済 46 万人、公的年金制度全体では 7,007 万人であった（図表 2-2-1）。被用者年金では厚生年金が全体の 88%を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）2,035 万人、国民年金第 3 号被保険者 1,063 万人、被用者年金制度の被保険者 3,908 万人である。

図表 2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	千人	旧三共済	旧農林年金						第1号	第3号
		千人	千人						千人	千人
平成 7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628
対前年度増減率(%)										
8	0.6	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△ 1.5
9	1.4	《0.0》	△ 2.3	△ 0.2	△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.2	1.2	△ 0.6
10	△ 1.5		△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	0.4	△ 1.4	0.2	4.3	△ 1.1
11	△ 1.4		△ 1.5	△ 0.4	△ 0.5	0.2	△ 1.3	0.2	3.7	△ 1.1
12	△ 0.9		△ 1.6	1.2	△ 1.5	0.5	△ 0.9	△ 0.2	1.7	△ 1.3
13	△ 1.9		△ 1.8	△ 0.8	△ 1.0	0.6	△ 1.8	△ 0.5	2.5	△ 1.7
14	1.8	《0.3》		△ 0.7	△ 0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△ 0.9
15	△ 0.1			△ 1.0	△ 0.9	1.3	△ 0.2	△ 0.2	0.1	△ 1.3
16	1.2			△ 0.5	△ 1.3	1.6	0.9	0.0	△ 1.0	△ 0.9
17	1.6			△ 0.4	△ 1.3	1.5	1.3	0.2	△ 1.2	△ 0.6
18	2.3			△ 0.5	△ 1.1	2.1	2.0	△ 0.1	△ 3.1	△ 1.2
19	2.3			△ 1.7	△ 1.4	1.4	1.9	△ 0.5	△ 4.1	△ 1.5

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

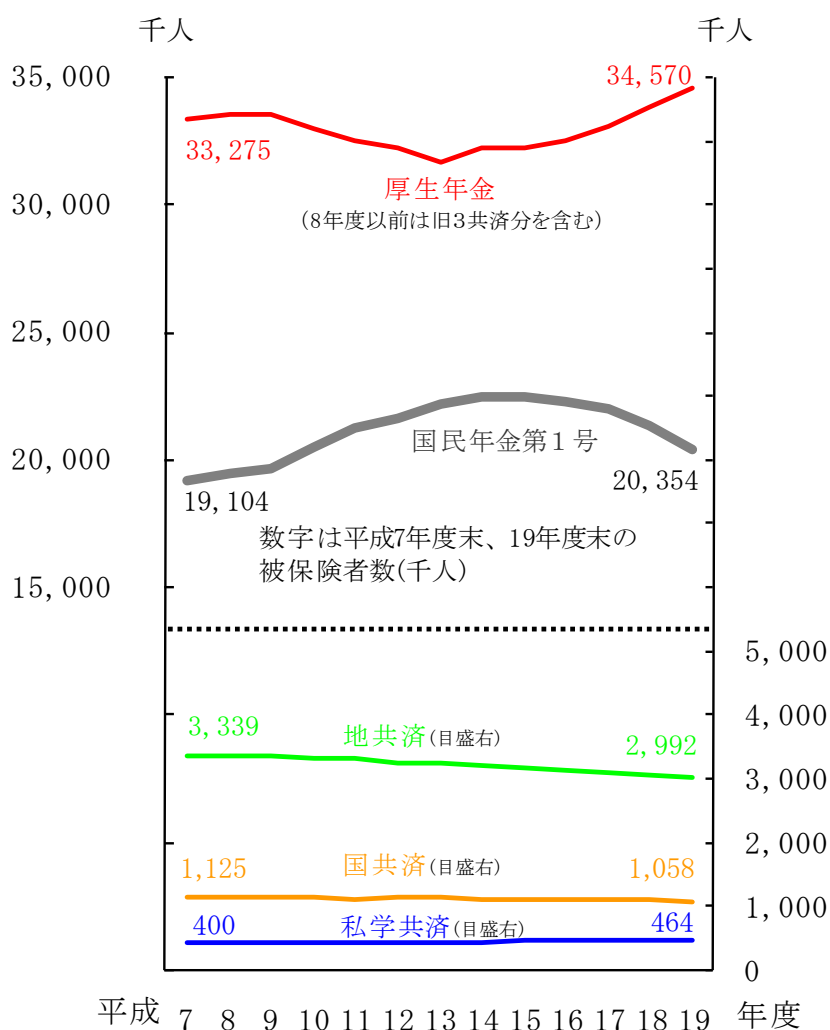
被保険者数の推移をみると（図表 2-2-1、図表 2-2-2）、平成 19 年度は、厚生年金で 2.3%、私学共済で 1.4%の増加となっており、被用者年金制度計で 1.9%の増加となった。一方で、国民年金の第 1 号被保険者は 4.1%減少し、公的年金制度全体

では0.5%の減少であった。

平成7年度以降の被保険者数の動向を制度別にみると、厚生年金は、平成9年度をピークに減少傾向を示していたが、平成14年度に農林年金の統合と被保険者の適用拡大（被保険者の資格の年齢上限を65歳未満から70歳未満へ引上げ^注）の影響で増加したほか、平成16年度以降、増加傾向が続いている。国共済は、平成12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続けており、地共済も一貫して減少している。一方で、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成14年度の伸びが大きくなっている。また、国民年金については第1号被保険者数が増加を続けていたが、平成16年度以降は減少している。

注 国共済及び地共済は、従来より被保険者資格に年齢上限はない。

図表 2-2-2 被保険者数の推移



(2) 年齢－被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い－

被保険者の平均年齢を平成 19 年度末でみると（図表 2-2-3）、被用者年金では地共済が最も高く 44.0 歳、次いで厚生年金 41.8 歳、私学共済 41.5 歳、国共済 40.4 歳の順となっている。また、国民年金第 1 号被保険者の平均年齢は 39.9 歳となっている。

図表 2-2-3 被保険者の年齢 －平成 19 年度末－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第 1 号	第 3 号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	41.8	40.4	44.0	41.5	39.9	43.2
男性	42.6	41.3	45.0	47.0	39.0	48.6
女性	40.1	36.9	42.4	36.6	40.9	43.1
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.7	1.1	0.1	0.0	－	－
20～24歳	7.4	7.2	2.8	10.8	20.1	1.5
25～29歳	12.8	10.9	9.1	15.6	10.4	6.6
30～34歳	14.2	15.0	12.2	12.3	10.3	14.6
35～39歳	13.6	16.0	13.3	11.1	10.7	18.4
40～44歳	11.6	14.1	12.9	10.0	9.2	15.9
45～49歳	10.5	13.5	14.7	10.2	8.6	14.3
50～54歳	9.9	11.2	16.5	9.5	10.5	13.9
55～59歳	11.3	8.5	15.6	9.8	18.8	14.8
60～64歳	6.1	2.4	2.8	7.3	1.4	－
65歳以上	2.0	0.1	0.1	3.5	0.1	－

注 1 国民年金の第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

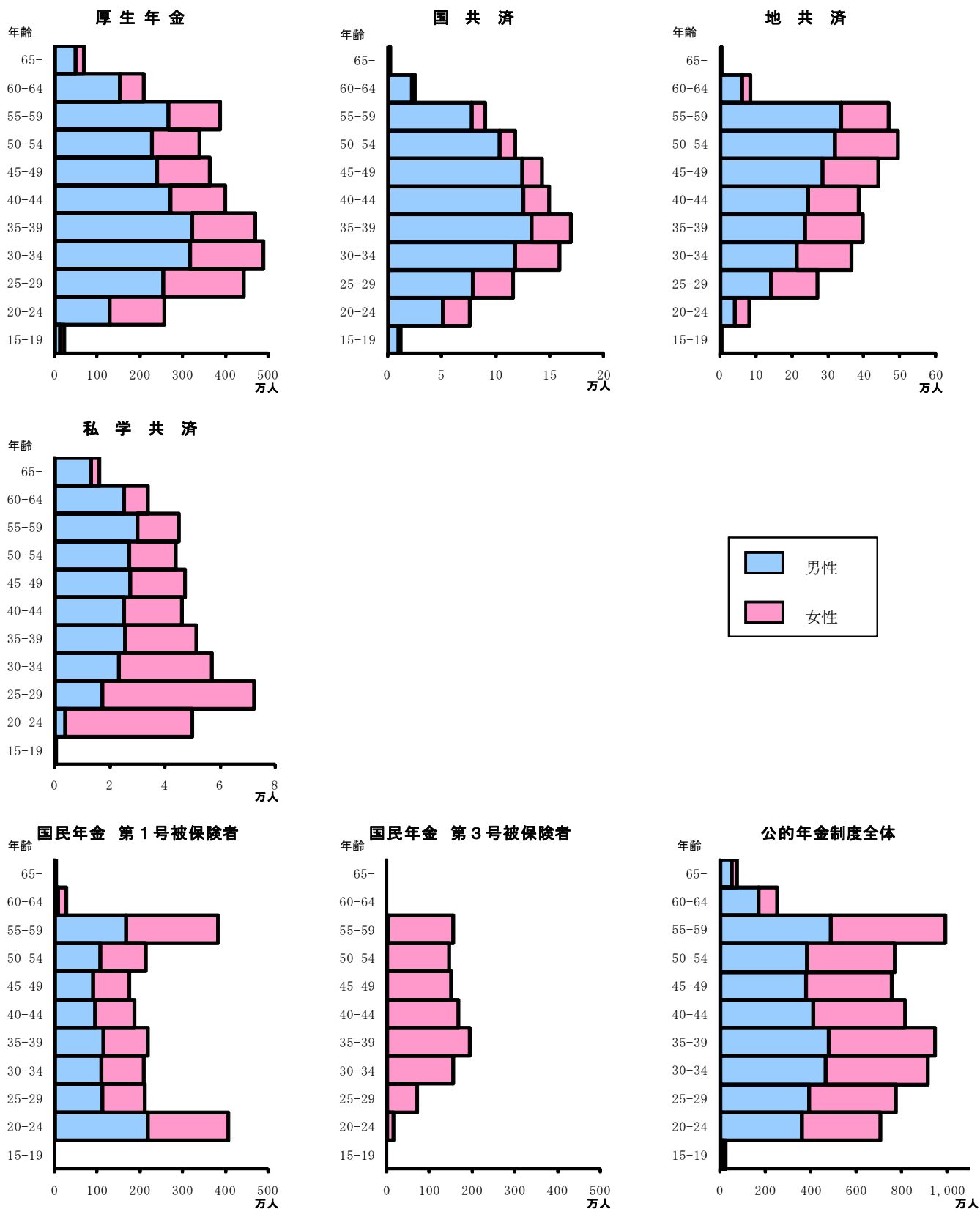
注 2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注 3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加算したベースの数値である。

平成 19 年度末における被保険者の年齢分布をみると（図表 2-2-3、2-2-4）、地共済の分布は、45～49 歳、50～54 歳の割合がそれぞれ 14.7%、16.5%と他制度に比べて高いほか、55～59 歳の割合も 15.6%と高く、54 歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、30～34 歳（14.2%）と 55～59 歳（11.3%）に 2 つの山があり、国共済は 30～34 歳（15.0%）、35～39 歳（16.0%）で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、25～29 歳で 15.6%と前後の年齢層に比べ突出している他、65 歳以上が 3.5%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第 1 号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24 歳が最も多く 20.1%、次いで 55～59 歳の 18.8%となっている一方で、40～49 歳の各年齢層は 10%以下の割合となっている。

図表 2-2-4 被保険者の年齢分布 —平成 19 年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

図表 2-2-5 被保険者の平均年齢の推移

○男女計

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		旧農林年金				第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	39.9	39.7	39.0	42.0	39.4	40.8	41.4
8	40.0	40.0	39.1	41.7	39.5	40.7	42.0
9	40.2	40.3	39.2	42.1	39.6	40.4	42.1
10	40.4	40.6	39.5	42.4	39.8	40.0	42.2
11	40.5	40.9	39.8	42.7	40.0	39.8	42.4
12	40.6	41.1	39.9	42.8	40.1	39.7	42.5
13	40.7	41.3	40.0	43.2	40.2	39.6	42.6
14	41.3		40.2	43.4	41.3	39.7	42.6
15	41.4		40.4	43.5	41.3	39.6	42.7
16	41.5		40.5	43.9	41.3	39.7	42.8
17	41.6		40.3	43.8	41.4	40.0	43.1
18	41.6		40.3	44.0	41.4	40.0	43.2
19	41.8		40.4	44.0	41.5	39.9	43.2

○男性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		旧農林年金				第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	40.7	41.1	39.5	42.8	44.7	39.6	46.6
8	40.8	41.4	39.6	42.6	44.9	39.5	48.8
9	41.1	41.7	39.7	42.9	45.0	39.1	48.3
10	41.2	41.9	40.0	43.3	45.2	38.9	49.1
11	41.3	42.2	40.3	43.6	45.4	38.6	48.6
12	41.4	42.3	40.5	43.7	45.6	38.5	49.2
13	41.5	42.6	40.6	44.0	45.7	38.5	48.7
14	42.1		40.7	44.3	47.1	38.7	47.4
15	42.2		41.0	44.4	47.1	38.5	47.0
16	42.3		41.2	44.9	47.1	38.7	48.5
17	42.4		41.0	44.7	47.0	39.0	48.0
18	42.5		41.0	44.9	47.0	39.1	48.3
19	42.6		41.3	45.0	47.0	39.0	48.6

○女性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		旧農林年金				第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	38.1	37.3	36.8	40.4	34.4	41.9	41.4
8	38.5	37.8	36.9	40.1	34.5	41.9	41.9
9	38.6	38.2	36.9	40.6	34.7	41.5	42.1
10	38.8	38.5	37.1	40.8	34.8	41.2	42.2
11	38.9	38.8	37.1	41.1	35.0	40.9	42.3
12	39.0	39.2	37.4	41.4	35.2	40.8	42.4
13	39.0	39.4	37.4	41.6	35.4	40.7	42.5
14	39.6		37.4	41.9	35.9	40.7	42.6
15	39.6		37.4	42.0	36.0	40.7	42.6
16	39.7		37.4	42.2	36.1	40.7	42.8
17	39.8		37.2	42.3	36.2	41.0	43.0
18	40.0		37.0	42.4	36.4	41.0	43.1
19	40.1		36.9	42.4	36.6	40.9	43.1

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

注4 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

平均年齢の推移をみると(図表 2-2-5)、被用者年金では、各制度とも概ね上昇が続けてきているが、国共済では最近横ばいとなっている。男女別にみても概ね上昇傾向であるが、ここ数年は国共済の女性で低下傾向がみられる。また、国民年金の第3号被保険者は上昇傾向を示しているが、第1号被保険者は横ばいになっている。

(3) 男女構成 ー女性割合の多い私学共済、少ない国共済ー

被保険者に占める女性の割合を平成19年度末でみると(図表 2-2-6)、被用者年金では私学共済が52.8%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ37.0%、34.8%で3割強、国共済は最も低く20.1%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.4%である。

図表 2-2-6 男女別被保険者数 ー平成19年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,570	1,058	2,992	464	70,066	20,354	10,628
男性	22,544	845	1,885	219	35,885	10,292	100
女性	12,026	213	1,107	245	34,180	10,062	10,528
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	34.8	20.1	37.0	52.8	48.8	49.4	99.1

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額(月額) ー男女間の差が小さい国共済と地共済ー

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成19年度末でみると(図表 2-2-7)、最も高いのは地共済で44.7万円、次いで国共済41.3万円、私学共済36.9万円、厚生年金31.2万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている)。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ82.3、93.7であり、厚生年金の64.2、私学共済の66.4に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬月額 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<312,258>	<413,158>	<447,103>	<368,707>
男性	<356,597>	<428,405>	<457,705>	<448,354>
女性	<229,030>	<352,617>	<429,040>	<297,500>
男性を100 とした女性の 水準	<64.2>	<82.3>	<93.7>	<66.4>

注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。

注3 地共済の平均給料月額は男女計357,682、男性366,164円、女性343,232円である。

注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表 2-2-8）、平成19年度では、地共済 59.5 万円、国共済 54.6 万円、私学共済 48.4 万円、厚生年金 37.2 万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-8 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額） —平成19年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	372,460	546,141	594,926	484,458
男性	429,661	568,649	613,640	595,204
女性	265,352	456,628	563,064	385,621
男性を100 とした女性の 水準	61.8	80.3	91.8	64.8

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-9 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064 <313,893>		542,694 <402,646>	602,387 <453,265>	498,031 <370,972>
16	374,812 <313,679>		543,117 <406,543>	603,578 <454,605>	493,099 <369,692>
17	374,238 <313,204>		545,501 <408,832>	602,790 <454,555>	490,336 <369,808>
18	373,849 <312,703>		545,429 <409,598>	599,560 <450,818>	486,689 <368,611>
19	372,460 <312,258>		546,141 <413,158>	594,926 <447,103>	484,458 <368,707>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15	...		...	...	...
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1 <△ 0.1>		0.1 <1.0>	0.2 <0.3>	△ 1.0 <△ 0.3>
17	△ 0.2 <△ 0.2>		0.4 <0.6>	△ 0.1 <△ 0.0>	△ 0.6 <0.0>
18	△ 0.1 <△ 0.2>		△ 0.0 <0.2>	△ 0.5 <△ 0.8>	△ 0.7 <△ 0.3>
19	△ 0.4 <△ 0.1>		0.1 <0.9>	△ 0.8 <△ 0.8>	△ 0.5 <0.0>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。

また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を100とした女性の水準の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
7	<59.2>	<67.2>	<84.7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67.7>	<84.2>	<91.6>	<63.0>
9	<59.5>	<67.9>	<83.9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68.1>	<83.6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83.4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83.7>	<92.6>	<63.4>
13	<61.4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62.4>		<83.4>	<92.9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83.2>	<93.0>	<64.9>
16	61.0		81.2	91.1	63.5
	<62.9>		<83.3>	<93.3>	<65.3>
17	61.2		81.2	91.6	63.9
	<63.3>		<83.2>	<93.7>	<65.5>
18	61.3		80.6	91.7	64.4
	<63.6>		<82.9>	<93.5>	<66.0>
19	61.8		80.3	91.8	64.8
	<64.2>		<82.3>	<93.7>	<66.4>
対前年度増減差					
8	<0.2>	<0.5>	<△ 0.5>	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15	...		...	...	...
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>
16	0.0		△ 0.4	0.1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>
17	0.2		0.1	0.5	0.4
	<0.3>		<△ 0.1>	<0.4>	<0.2>
18	0.1		△ 0.6	0.1	0.5
	<0.3>		<△ 0.4>	<△ 0.2>	<0.5>
19	0.5		△ 0.3	0.0	0.4
	<0.6>		<△ 0.6>	<0.2>	<0.3>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)の女性水準である。
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-9）、平成19年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.4%減、国共済で0.1%増、地共済で0.8%減、私学共済で0.5%減となっている。

また、男性を100とした女性の水準の推移をみると（図表2-2-10）、厚生年金、地共済、私学共済については、平成12年度を除き、少しずつではあるが男女間の差が縮まってきている。

(5) 標準報酬総額　－厚生年金・私学共済で増加－

被用者年金の平成19年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金154兆8,385億円、国共済6兆9,827億円、地共済21兆3,998億円、私学共済2兆7,109億円であった（図表2-2-11）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は平成16年度以降増加しており、平成19年度は総報酬ベースで2.1%の増であった。また、私学共済では一貫して増加傾向が続いており、平成19年度に総報酬ベースで1.1%増となっている。ともに、被保険者数の増加が標準報酬総額を増加させる大きな要因となっている。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成19年度には総報酬ベースでそれぞれ0.7%減、2.2%減となっている。

図表 2-2-11 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		旧三共済	旧農林年金				
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15	...			...	...	...	...
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△ 0.7	△ 2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△ 0.7>	<△ 2.4>	<1.5>	<1.7>

注 1 年度間累計の額である。

注 2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注 3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注 4 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注 5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 ―各制度とも増加が続く―

平成19年度末の受給権者数は、厚生年金2,750万人、国共済105万人、地共済244万人、私学共済31万人、国民年金2,639万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,480万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8

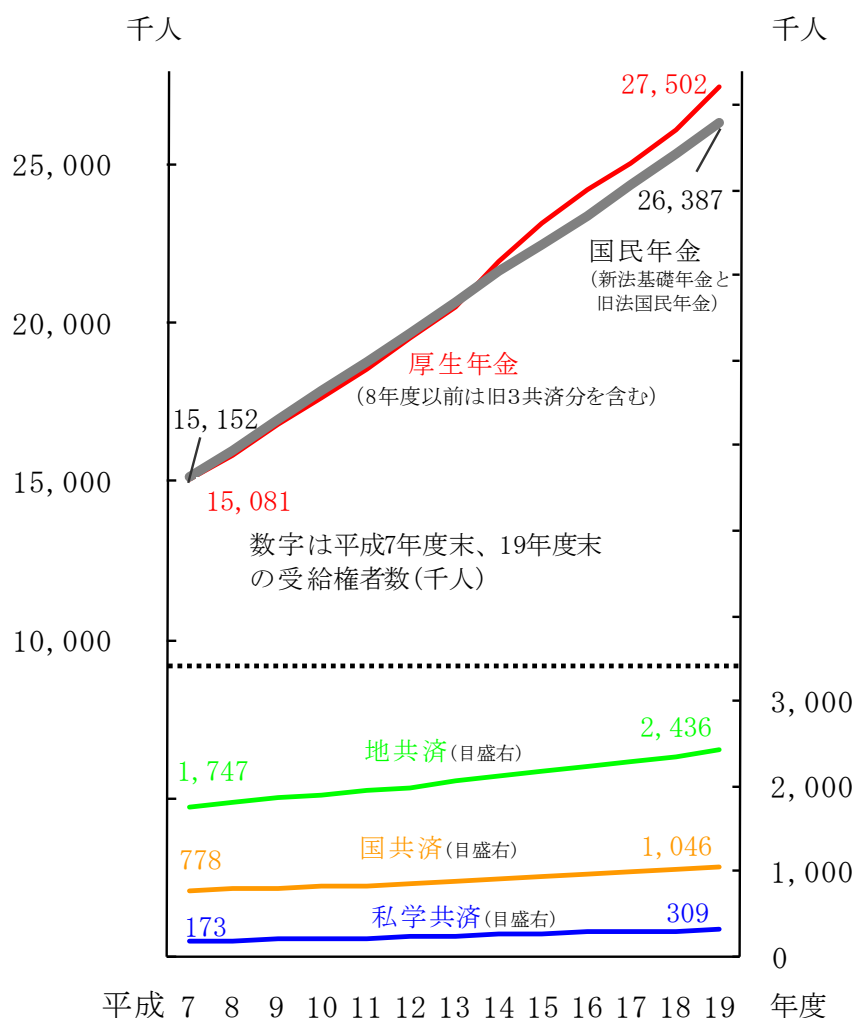
注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表 2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成 8 年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね 4～6% 程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね 2～4% 程度となっている。

平成 19 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が 5.5% 増、厚生年金が 5.1% 増、地共済が 3.9% 増、国共済が 3.6% 増となっており、18 年度までに比べて伸び率が大きい。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 3.8% 増となっている。

図表 2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-3 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合の推移をみると（図表 2-3-4）、厚生年金は微減傾向にあり平成 19 年度末で 91.7%、国共済は 97%台で安定的に推移している。地共済は 96%台で推移していたが、平成 19 年度末に 95.5%と減少した。私学共済は 18 年度末に比べて微減し 19 年度末で 92.8%となっている。また、国民年金は平成 19 年度末で 98.2%である。

全額支給停止には、併給調整による全額支給停止、在職老齢年金における全額支給停止、遺族年金における同順位者受給による全額支給停止などがあり、受給者数の割合の制度による違いは、女性の割合や被用者年金と国民年金での制度の違い（遺族の範囲、障害年金の 3 級の有無等）などの影響によるものと考えられる。

図表 2-3-4 受給権者数に対する受給者数の割合の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
平成	%	%	%	%	%	%	%
7	94.3	—	96.9	—	96.1	91.0	97.4
8	94.0	—	97.2	—	96.5	90.7	97.5
9	93.8		97.4	—	96.5	91.3	97.6
10	93.3		97.1	—	96.6	91.8	97.7
11	92.8		96.9	97.1	96.5	92.1	97.7
12	92.5		96.7	97.1	96.4	92.4	97.8
13	92.4		96.4	97.0	96.2	92.4	97.9
14	92.4			97.0	96.2	90.2	98.0
15	92.3			97.1	96.1	90.8	98.1
16	92.2			97.0	96.1	91.3	98.1
17	92.2			97.1	96.4	92.3	98.2
18	91.9			97.2	96.1	92.9	98.2
19	91.7			97.2	95.5	92.8	98.2

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成19年度末の状況

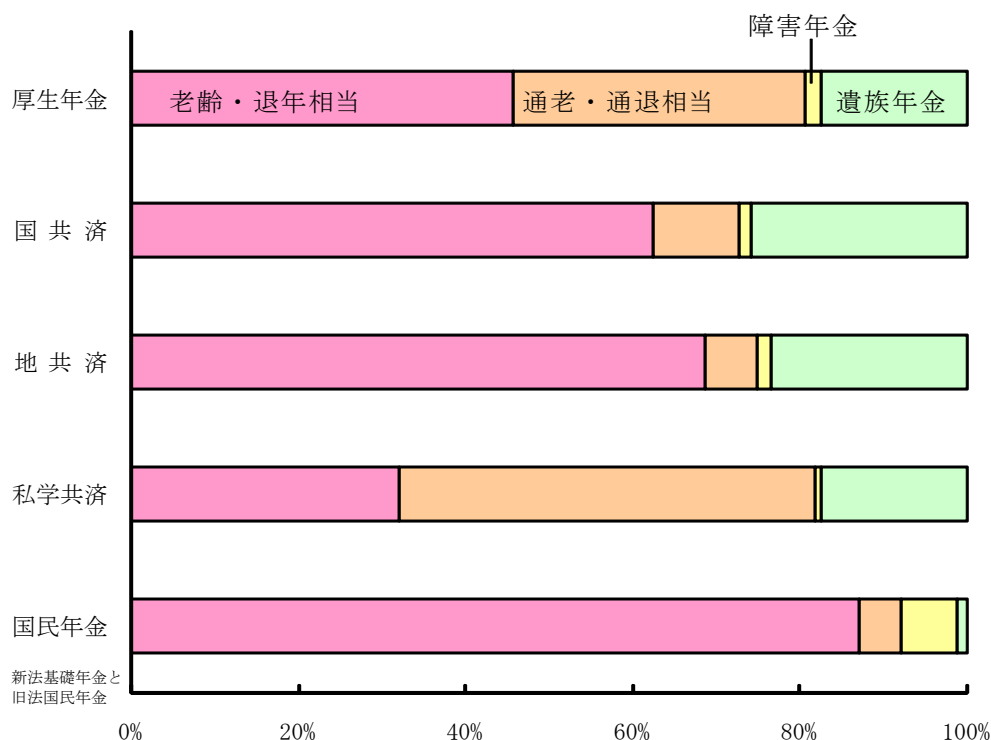
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-5 受給権者の年金種別別構成 —平成19年度末



（私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い）

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-5、図表 2-3-6）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が4割弱という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ6～7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表2-3-6）。

図表2-3-6 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	27,502	1,046	2,436	309.4	26,387
老齢・退職年金	12,596	653	1,673	99.4	23,031
老齢・退年相当	9,627	108	154	154.4	1,317
通老・通退相当	507	15	41	2.2	1,726
障害年金	4,772	270	567	53.4	314
遺族年金					
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	45.8	62.4	68.7	32.1	87.3
老齢・退年相当	35.0	10.3	6.3	49.9	5.0
通老・通退相当	1.8	1.4	1.7	0.7	6.5
障害年金	17.4	25.8	23.3	17.3	1.2
遺族年金					
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	25,226	1,016	2,325	287.0	25,925
老齢・退職年金	11,725	637	1,613	85.5	22,872
老齢・退年相当	8,728	106	148	146.2	1,312
通老・通退相当	360	10	24	1.9	1,615
障害年金	4,414	263	541	53.3	126
遺族年金					
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	46.5	62.7	69.4	29.8	88.2
老齢・退年相当	34.6	10.4	6.4	50.9	5.1
通老・通退相当	1.4	1.0	1.0	0.7	6.2
障害年金	17.5	25.9	23.2	18.6	0.5
遺族年金					

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は 1.2%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも 17.3%（厚生年金は 17.4%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には 18 歳未満の子^注又は 18 歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18 歳未満の子とは正しくは 18 歳に到達した年度の末日までにある子又は 20 歳未満の障害等級の 1 級・2 級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ 10.3%、6.3%でしかなく、他の被用者年金が 30%以上（厚生年金 35.0%、私学共済 49.9%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済 422 ヶ月、地共済 418 ヶ月であり、厚生年金 385 ヶ月、私学共済 382 ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 32.1%に対し通老・通退相当が 49.9%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当 45.8%に対し通老・通退相当 35.0%である。）。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合を年金種別別にみると（図表 2-3-7）、厚生年金、国共済、地共済では障害年金における割合が約 6～7 割となっており、他の年金種別に比べ小さい。障害年金は併給調整による支給停止の割合が大きいことなどが背景にあると考えられる。私学共済では、他制度に比べ、老齢・退年相当における割合が小さい傾向がみられる。

また、国民年金では、遺族年金における割合が約4割と小さい。これは、遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲が子のある妻と子になっており（被用者年金では子のない妻等も対象）、子は妻が受給権を有するとき等に支給停止となることなどが大きく影響している。

図表 2-3-7 年金種別別にみた受給権者数に対する受給者数の割合
－平成19年度末－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	%	%	%	%	%
計	91.7	97.2	95.5	92.8	98.2
老齢・退職年金					
老齢・退年相当	93.1	97.6	96.4	86.1	99.3
通老・通退相当	90.7	98.1	96.2	94.7	99.7
障害年金	71.0	65.6	57.7	86.8	93.6
遺族年金	92.5	97.7	95.3	99.7	40.2

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（図表 2-3-8）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

（老齢・退年相当 ー私学共済、厚生年金、国民年金で大きな増加ー）

老齢・退年相当について平成19年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が5.1%増、国共済が2.1%増、地共済が3.9%増、私学共済が6.0%増となっている。（図表 2-3-8） また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は4.7%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

(通老・通退相当 ー国共済で大幅な増加ー)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成19年度の通老・通退相当の対前年度増加率は、厚生年金が6.6%増、国共済が18.4%増、地共済が8.2%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。これには、通算退職年金制度が創設された以降の期間の短い被保険者がしだいに支給開始年齢に達してきたこと、特に国共済においては任期制自衛官であった者が受給権者になりつつあることが影響しているものと考えられる。一方、私学共済は、老齢・退年相当6.0%増に対し、通老・通退相当5.7%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

(障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、それ以降は遺族年金より高い状態が続いている。また、国共済でも平成19年度は遺族年金より高い伸びであった。

(遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成19年度の対前年度増加率をみると、厚生年金2.8%増、国共済2.2%増、地共済2.5%増、私学共済3.9%増となっている。

図表 2-3-8 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176	1,747	1,266	88	28	364
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184	1,793	1,290	92	29	382
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192	1,848	1,322	95	30	401
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200	1,898	1,349	98	30	420
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208	1,942	1,372	101	31	438
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218	1,984	1,394	104	32	454
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226	2,049	1,434	112	32	470
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234	2,109	1,471	117	34	488
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241	2,174	1,511	123	35	505
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365	962	629	70	14	249	2,240	1,552	129	37	522
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509	984	633	80	14	257	2,289	1,578	135	38	538
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644	1,009	639	91	15	264	2,345	1,610	142	40	553
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772	1,046	653	108	15	270	2,436	1,673	154	41	567
対前年度増減率（％）															
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6
16	4.7	4.5	5.9	2.8	3.3	3.1	1.5	19.7	3.1	3.2	3.0	2.7	5.5	4.3	3.3
17	3.6	3.2	4.4	2.3	3.3	2.3	0.6	14.3	2.9	3.1	2.2	1.7	4.3	4.2	3.2
18	4.2	4.0	5.1	2.0	3.0	2.5	0.9	14.3	2.7	2.7	2.4	2.1	5.1	3.9	2.8
19	5.1	5.1	6.6	2.0	2.8	3.6	2.1	18.4	2.4	2.2	3.9	3.9	8.2	4.0	2.5
年度末	私学共済					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
16	271.0	86.0	135.4	2.0	47.6	23,431	19,915	1,552	1,619	345					
17	280.8	89.3	140.0	2.1	49.4	24,393	20,929	1,474	1,655	335					
18	293.4	93.8	146.0	2.1	51.4	25,420	22,007	1,396	1,692	325					
19	309.4	99.4	154.4	2.2	53.4	26,387	23,031	1,317	1,726	314					
対前年度増減率（％）															
8	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					
16	5.0	5.7	4.8	5.4	4.0	3.9	4.9	△ 4.5	2.5	△ 2.2					
17	3.6	3.9	3.4	3.3	3.7	4.1	5.1	△ 5.0	2.2	△ 2.9					
18	4.5	5.0	4.3	3.7	4.2	4.2	5.2	△ 5.3	2.2	△ 3.2					
19	5.5	6.0	5.7	3.7	3.9	3.8	4.7	△ 5.7	2.0	△ 3.3					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(3) 年金総額

ア 平成19年度末の状況

平成19年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金25兆8,382億円、国共済1兆7,588億円、地共済4兆6,177億円、私学共済2,946億円、国民年金16兆8,545億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-9）。国民年金の16兆8,545億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で49兆3,638億円である。

図表2-3-9 年金種別別にみた年金総額 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金	公的年金制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
老齢・退職年金	老齢・退年相当	183,441	13,215	36,272	1,949	234,878	148,004
	通老・通退相当	23,271	305	711	577	24,864	2,895
障害年金	4,342	189	587	25	5,143	15,323	20,466
遺族年金	47,327	3,873	8,606	396	60,202	2,323	62,525
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.0	75.1	78.6	66.1	72.2	87.8
	通老・通退相当	9.0	1.7	1.5	19.6	7.6	1.7
障害年金	1.7	1.1	1.3	0.8	1.6	9.1	4.1
遺族年金	18.3	22.0	18.6	13.4	18.5	1.4	12.7
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	244,254	17,170	44,615	2,651	308,690	165,637	474,327
老齢・退職年金	老齢・退年相当	173,875	12,936	35,260	1,692	223,764	147,119
	通老・通退相当	21,601	295	683	542	23,121	2,886
障害年金	2,974	126	357	21	3,478	14,392	17,870
遺族年金	45,804	3,807	8,315	395	58,321	1,241	59,562
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.2	75.3	79.0	63.8	72.5	88.8
	通老・通退相当	8.8	1.7	1.5	20.4	7.5	1.7
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.7	3.8
遺族年金	18.8	22.2	18.6	14.9	18.9	0.7	12.6

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると、47兆4,327億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は66.1%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が19.6%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が18～22%（私学共済のみ13.4%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.4%と小さく、障害年金は9.1%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでみても特に変わりはない。

イ 推移

年金総額の推移をみると（図表2-3-10）、総じて増加傾向が続いているが、国共済では平成13年度、16年度、19年度に減少している。この3年度はいずれも定額部分の支給開始年齢が引き上げられた年度であり、他の被用者年金制度でも低めの伸びとなっている。平成19年度は、厚生年金が0.9%増、国共済が0.3%減、地共済が0.9%増、私学共済が2.0%増であった。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は、平成19年度で、対前年度4.7%増であった。

（老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、平成19年度の対前年度増減率は、厚生年金0.3%増、国共済1.0%減、地共済0.4%増、私学共済2.0%増、国民年金5.3%増となっており、国共済で緩やかな減少傾向が、他制度では増加傾向が続いている。

（遺族年金）

遺族年金の年金総額は平成19年度の対前年度増減率でみると、厚生年金3.0%増、国共済2.1%増、地共済2.9%増、私学共済4.2%増となっている。平成8年度以降でみると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

図表 2-3-10 年金種別別にみた年金総額の推移 ―受給権者ベース―

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490	40,053	33,686	654	534	5,180
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615	40,437	33,769	659	531	5,479
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736	41,059	34,088	662	528	5,780
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906	42,287	34,889	674	534	6,190
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045	42,901	35,165	675	536	6,526
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193	43,257	35,244	680	532	6,802
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305	43,789	35,463	702	535	7,089
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424	44,435	35,810	707	541	7,377
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	3,507	44,892	36,031	708	546	7,607
16	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	17,588	13,520	270	186	3,605	45,006	35,886	704	555	7,861
17	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	17,621	13,433	282	187	3,712	45,471	36,052	705	566	8,149
18	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	17,634	13,351	294	188	3,795	45,785	36,137	706	575	8,367
19	258,382	183,441	23,271	4,342	47,327	17,588	13,215	305	189	3,873	46,177	36,272	711	587	8,606
対前年度増減率（％）															
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1
15	2.9	3.0	2.6	△ 0.0	2.8	0.2	△ 0.5	5.4	0.3	2.4	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1
16	1.0	0.4	1.6	1.0	3.2	△ 0.6	△ 1.5	4.7	0.1	2.8	0.3	△ 0.4	△ 0.6	1.7	3.3
17	1.7	1.5	0.8	0.8	3.5	0.2	△ 0.6	4.5	0.5	3.0	1.0	0.5	0.2	1.9	3.7
18	1.0	0.8	△ 0.7	0.3	2.7	0.1	△ 0.6	4.2	0.3	2.2	0.7	0.2	0.2	1.6	2.7
19	0.9	0.3	1.6	0.7	3.0	△ 0.3	△ 1.0	3.8	0.7	2.1	0.9	0.4	0.7	2.1	2.9
年度末	私学共済					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	1,922	1,193	496	19	214	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413					
8	2,043	1,286	511	20	227	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399					
9	2,117	1,340	516	19	241	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391					
10	2,232	1,423	531	20	258	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437					
11	2,327	1,489	540	21	278	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796					
12	2,432	1,569	548	21	294	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775					
13	2,497	1,615	551	21	309	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733					
14	2,587	1,685	555	22	324	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683					
15	2,675	1,758	559	22	337	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613					
16	2,729	1,796	560	23	351	145,923	125,497	3,368	14,507	2,551					
17	2,803	1,849	565	24	366	153,501	133,014	3,216	14,788	2,483					
18	2,888	1,911	573	24	380	161,000	140,499	3,054	15,045	2,401					
19	2,946	1,949	577	25	396	168,545	148,004	2,895	15,323	2,323					
対前年度増減率（％）															
8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6					
9	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3					
10	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9					
11	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7					
12	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8					
13	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5					
14	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8	6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8					
15	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8	4.4	5.2	△ 4.6	1.2	△ 2.6					
16	2.0	2.2	0.2	3.0	4.2	4.7	5.4	△ 4.3	1.9	△ 2.4					
17	2.7	2.9	1.0	2.7	4.3	5.2	6.0	△ 4.5	1.9	△ 2.7					
18	3.0	3.4	1.4	1.5	3.9	4.9	5.6	△ 5.0	1.7	△ 3.3					
19	2.0	2.0	0.7	2.7	4.2	4.7	5.3	△ 5.2	1.8	△ 3.2					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前については旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成19年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,260万人、国民年金2,303万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済65万人、地共済167万人、私学共済10万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済32.7%、厚生年金31.4%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は57.0%である。

平均年齢は、各制度とも71～74歳程度である。私学共済が71.0歳で最も低く、国民年金が73.8歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数26,008千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

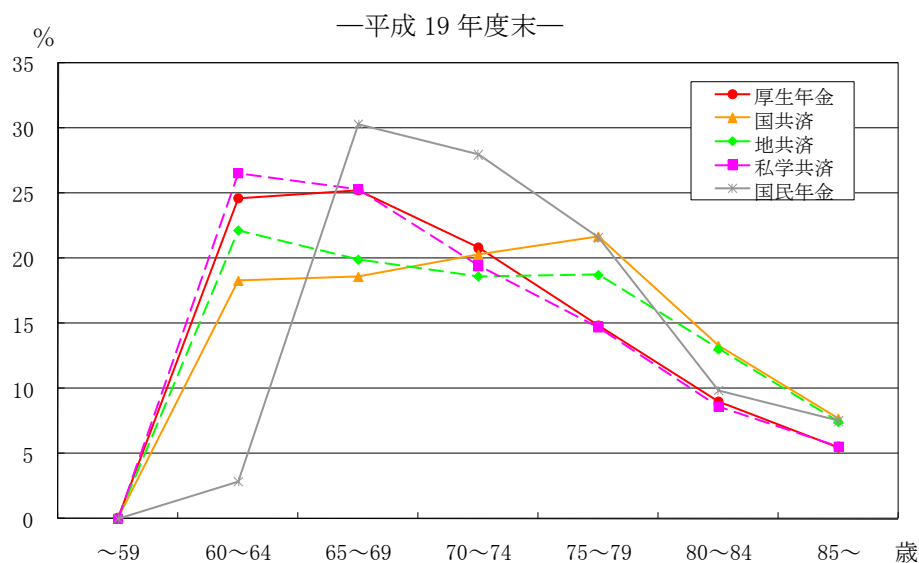
図表2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 12,596	千人 653	千人 1,673	千人 99.4	千人 23,031	千人 26,008
男性	8,646	546	1,127	60.4	9,905	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	3,950	107	547	38.9	13,126	
女性割合(%)	31.4	16.3	32.7	39.2	57.0	
平均年齢 計	歳 71.2	歳 73.4	歳 72.7	歳 71.0	歳 73.8	
男性	70.8	73.2	72.6	70.3	72.8	
女性	72.0	74.3	72.9	71.9	74.6	

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表2-3-12）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成



また、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移をみると（図表 2-3-13）、各制度とも年々上昇しており、特に女性の伸びが大きい。

図表 2-3-13 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	歳	歳	歳	歳	歳
○男女計					
11	70.1	70.9	71.1	69.9	72.1
12	70.2	71.3	71.4	70.0	72.8
13	70.3	71.6	71.6	70.0	72.9
14	70.4	72.0	71.8	70.2	73.1
15	70.5	72.3	72.0	70.3	73.2
16	70.7	72.5	72.2	70.4	73.4
17	70.9	72.9	72.5	70.7	73.5
18	71.1	73.2	72.7	70.9	73.7
19	71.2	73.4	72.7	71.0	73.8
○男性					
11	70.0	70.8	71.2	69.4	71.2
12	70.0	71.2	71.5	69.5	71.5
13	70.1	71.6	71.6	69.5	71.7
14	70.2	71.9	71.8	69.6	71.8
15	70.3	72.1	72.0	69.6	72.0
16	70.4	72.4	72.2	69.8	72.3
17	70.6	72.8	72.4	70.1	72.4
18	70.7	73.0	72.6	70.3	72.6
19	70.8	73.2	72.6	70.3	72.8
○女性					
11	70.2	71.1	70.8	70.6	72.7
12	70.5	71.6	71.2	70.8	73.7
13	70.7	72.0	71.5	70.9	73.8
14	70.9	72.5	71.8	71.1	73.9
15	71.1	72.8	72.1	71.2	74.0
16	71.4	73.2	72.4	71.3	74.2
17	71.7	73.6	72.7	71.7	74.3
18	71.9	74.0	72.9	71.9	74.4
19	72.0	74.3	72.9	71.9	74.6

注 1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注 2 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

(平均年金月額)

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表2-3-14）、地共済が最も高く21.5万円、次いで国共済20.4万円、私学共済20.1万円、厚生年金15.8万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
 - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
 - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	158,104	203,697	215,310	200,932	53,552	
男性	181,725	209,014	227,117	222,283	58,699	
女性	106,410	176,445	190,966	174,724	49,669	
女(男=100)	58.6	84.4	84.1	78.6	84.6	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	385	422	418	382	336	
男性	425	426	432	394	376	
女性	296	404	387	363	306	
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	注2 老齢基礎 年金平均 年金月額
計	166,548	220,732	228,350	215,498	57,899	
						5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 22.8 万円、国共済 22.1 万円、私学共済 21.5 万円、厚生年金 16.7 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.4 万円（表中「53,552 円」）である。

（女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-14）、厚生年金は 10.6 万円であり男性（18.2 万円）の 58.6%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は 17.6 万円であり男性（20.9 万円）の 84.4%の水準、地共済は 19.1 万円であり男性（22.7 万円）の 84.1%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額の男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-15である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成19年度末で厚生年金17.0万円、国共済21.9万円、地共済22.6万円、私学共済22.5万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、63～64歳では、厚生年金が16.0～16.2万円、国共済が20.9～21.0万円、地共済が21.6万円、私学共済が19.3～19.7万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～62歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成19年度中に60歳に到達する者及び61歳、62歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち19年度末に60歳～62歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。特に、平成19年度には定額部分の支給開始年齢が63歳に引き上げられており（厚生年金の女性を除く）、その状況が図表2-3-15にあらわれている。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

図表 2-3-15 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成19年度末—

（単位：円）

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		121,361 〔158,104〕	168,702 〔203,697〕	180,622 〔215,310〕	163,446 〔200,932〕
新 法 部 分	60歳未満	163,556	98,435	132,180	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	84,536 〔…〕	121,198 〔121,518〕	132,685 〔132,757〕	117,975 〔118,124〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	101,680 〔…〕	125,535 〔125,974〕	146,505 〔146,843〕	118,318 〔118,434〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	106,060 〔…〕	127,605 〔128,154〕	147,517 〔147,835〕	121,587 〔121,703〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	160,155 〔…〕	209,003 〔209,214〕	215,990 〔216,110〕	192,978 〔193,028〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	161,608 〔…〕	209,686 〔209,863〕	215,685 〔215,799〕	196,916 〔196,976〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	111,427 〔170,473〕	155,144 〔218,880〕	162,488 〔226,366〕	167,319 〔225,018〕
	旧法部分	162,860	200,936 162,875	229,497 153,128	176,833 140,546
男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		142,691 〔181,725〕	173,091 〔209,014〕	189,326 〔227,117〕	182,718 〔222,283〕
新 法 部 分	60歳未満	177,542	102,982	154,563	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	100,496 〔…〕	123,820 〔124,167〕	137,739 〔137,792〕	129,670 〔129,823〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	104,167 〔…〕	128,190 〔128,654〕	156,403 〔156,751〕	130,953 〔131,046〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	109,285 〔…〕	130,820 〔131,411〕	157,371 〔157,708〕	133,290 〔133,405〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	184,788 〔…〕	216,028 〔216,240〕	230,984 〔231,110〕	211,740 〔211,783〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	187,046 〔…〕	217,106 〔217,286〕	231,122 〔231,241〕	217,858 〔217,917〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	133,586 〔194,889〕	159,425 〔223,488〕	172,282 〔237,219〕	188,305 〔247,572〕
	旧法部分	205,616	208,564 165,774	245,974 181,572	208,909 152,694
女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		74,680 〔106,410〕	146,204 〔176,445〕	162,677 〔190,966〕	133,522 〔174,724〕
新 法 部 分	60歳未満	67,138	77,732	104,069	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	44,189 〔…〕	103,686 〔103,829〕	122,328 〔122,441〕	96,373 〔96,514〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	95,272 〔…〕	107,896 〔108,171〕	125,826 〔126,144〕	94,711 〔94,870〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	97,669 〔…〕	110,693 〔111,023〕	127,747 〔128,027〕	99,441 〔99,557〕
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	95,986 〔…〕	169,176 〔169,386〕	184,952 〔185,057〕	155,598 〔155,639〕
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	94,996 〔…〕	169,171 〔169,335〕	184,096 〔184,198〕	157,111 〔157,173〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	59,481 〔113,231〕	131,295 〔193,106〕	136,872 〔197,997〕	132,044 〔187,309〕
	旧法部分	109,470	173,102 98,949	208,763 120,806	161,787 131,668

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者
についての数値である。

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表 2-3-16）、被用者年金では、平成 19 年度の対前年度増減率が、厚生年金 2.9%減、国共済 2.1%減、地共済 2.5%減、私学共済 2.7%減となり、18 年度に比べ減少幅が大きかった。この要因として、平成 19 年度に定額部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられた（厚生年金の女性を除く）ことが挙げられる。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 19 年度は対前年度 0.7%の増加で、53,552 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では平成 8 年度以降、平成 10 年度を除き、総じて減少を続けている。

図表 2-3-16 平均年金月額推移 — 老齢・退年相当 —

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,932	53,552

対前年度増減率(%)

8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5
19	△ 2.9	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.7	0.7

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446

対前年度増減率(%)

8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5
19	△ 4.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 ―各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び―)

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる（図表2-3-17）。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成7年度以降でみて、平成7年度の241ヶ月から平成19年度の336ヶ月まで、年7～10ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-17 平均加入期間の推移 ―老齢・退年相当―

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
16	377	419	414	376	314
17	380	420	415	378	322
18	382	421	416	381	329
19	385	422	418	382	336
対前年度増減差					
8	3	0	0	2	10
9	4	1	2	2	9
10	3	1	1	3	8
11	3	2	0	2	8
12	4	△1	2	4	8
13	3	3	0	2	8
14	4	1	1	3	8
15	3	1	2	3	7
16	3	1	1	2	7
17	3	1	1	2	8
18	2	1	1	3	7
19	3	1	1	1	7

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

②物価スライド

- ・ 平成15、16、18年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと
- ・ 平成8、9、12～14、17、19年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額の増加要因とならなかったこと

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 平成13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・ 平成16年度の減少については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられており、16年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15年度の状況とは異なり、61歳の者（厚生年金は男性のみ）についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成17年度及び共済年金各制度の18年度については、年度末に60歳、61歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は16年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・ 厚生年金の平成18年度の減少については、18年度中に60歳に到達する女性から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、18年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること
- ・ 平成19年度の減少については、19年度中に62歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が63歳に引き上げられており、19年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まってくる）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^注。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出－国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{ 注} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{ 注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned}\text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}} \\ &= \frac{(\text{積立比率の分子})}{(\text{積立比率の分母}) + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}}\end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他（拠出金）の費用率

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成19年度末の年金扶養比率は、私学共済が4.67で最も高く、次いで厚生年金2.74、地共済1.79、国共済1.62の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.67である（図表2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成19年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,570	1,058	2,992	464.0	69,352
老齢・退年相当	12,596	653	1,673	99.4	26,008
年金扶養比率	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が2.07、地共済が2.26である。
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であつて、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

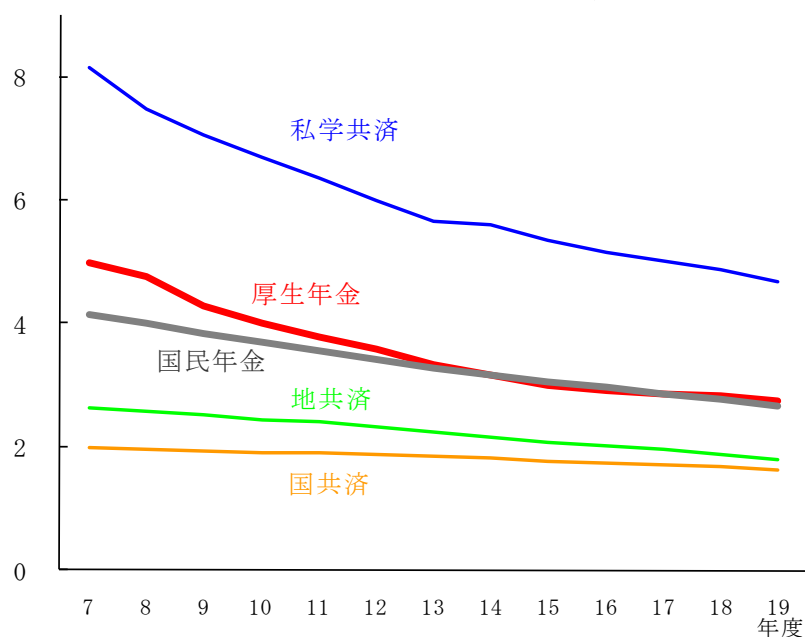
年金扶養比率の推移をみると（図表2-4-2、2-4-3）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、被保険者の適用拡大により被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であった。17年度、18年度は低下幅が小さかったものの、19年度は0.21ポイント低下している。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後の低下という状況であったが、平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント以下の低下に留まっている。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント以下の低下となっており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
対前年度増減差					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.67	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.13
11	△ 0.23	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.21	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.09	△ 0.33	△ 0.13
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.07	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.16	△ 0.05	△ 0.08	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.10	△ 0.03	△ 0.08	△ 0.21	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



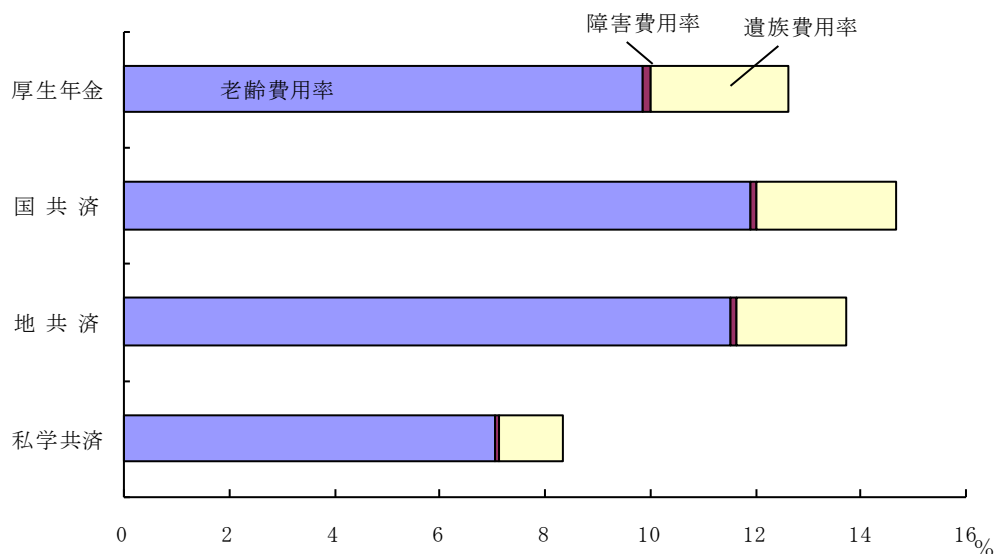
平成19年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-4、2-4-5）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ9.9%、0.1%、2.6%、国共済は11.9%、0.1%、2.6%、地共済は11.5%、0.1%、2.1%、私学共済は7.1%、0.1%、1.2%となっている。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成19年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	9.9	11.9	11.5	7.1
障害費用率	0.1	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.6	2.6	2.1	1.2
（参考：総合費用率）	17.8	18.7	17.6	12.4

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-5 年金種別費用率 —平成19年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-6のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-7である。老齢費用率の構成割合をみると、ここ数年は厚生年金で減少する傾向となっている。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	10.2	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
	<12.2>	<0.3>	<2.9>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	10.0	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
	<12.0>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
	<11.8>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-7 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.5	0.9	14.1	63.1	0.6	13.0
17	57.1	0.9	14.3	62.6	0.6	13.4
18	56.3	0.8	14.5	63.3	0.6	14.0
19	55.4	0.8	14.7	63.6	0.6	14.1

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1
19	65.5	0.7	11.9	57.0	0.6	10.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(3) 総合費用率

平成19年度の総合費用率は、国共済が最も高く18.7%、次いで厚生年金17.8%、地共済17.6%、私学共済12.4%の順となっている（図表2-4-8、2-4-9）。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

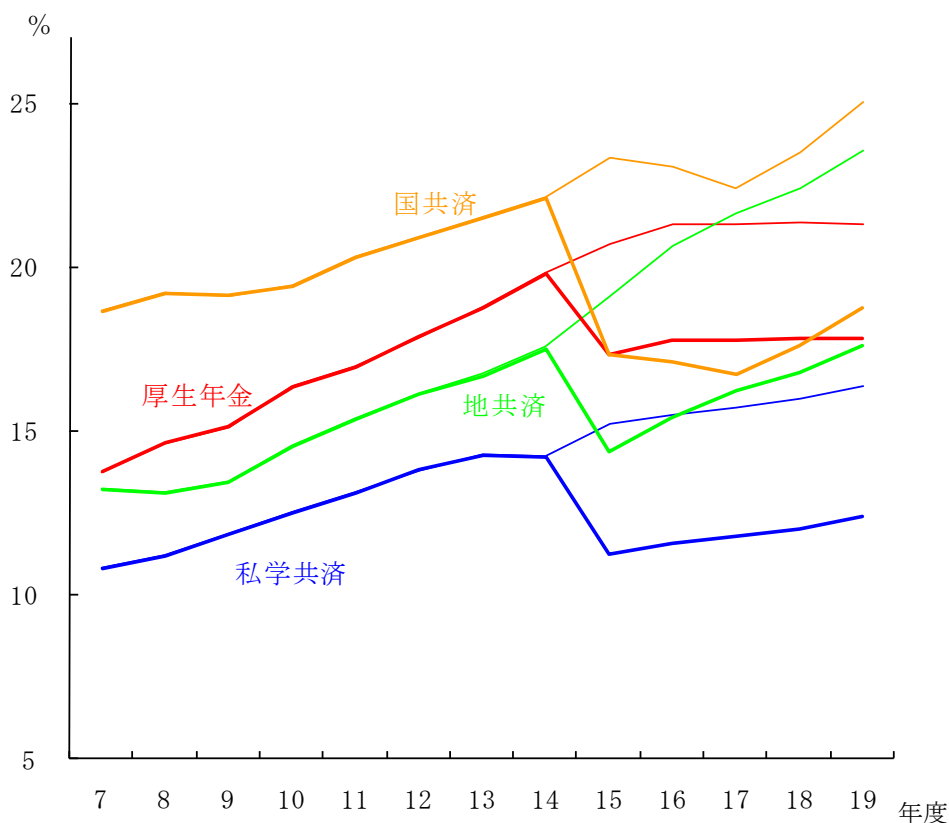
図表2-4-8 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3 <20.7>	17.4 <23.3>	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>
16	17.8 <21.3>	17.1 <23.0>	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>
17	17.8 <21.3>	16.7 <22.4>	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>
18	17.8 <21.3>	17.6 <23.5>	16.8 <22.4>	12.0 <16.0>
19	17.8 <21.3>	18.7 <25.1>	17.6 <23.5>	12.4 <16.4>
対前年度増減差				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.7>
10	<1.2>	<0.3>	<1.1>	<0.7>
11	<0.6>	<0.9>	<0.8>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.8>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	...	...	...	...
16	<0.9> 0.5 <0.6>	<1.2> △ 0.2 <△0.3>	<1.6> 1.1 <1.5>	<1.0> 0.3 <0.3>
17	0.0 <0.0>	△ 0.4 <△0.6>	0.8 <1.0>	0.2 <0.3>
18	0.0 <0.1>	0.9 <1.1>	0.6 <0.8>	0.2 <0.2>
19	△ 0.0 <△0.0>	1.2 <1.5>	0.8 <1.2>	0.4 <0.4>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-4参照。

図表 2-4-9 総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

総合費用率の推移をみると、国共済、地共済、私学共済では概ね上昇傾向にある一方で、厚生年金は近年横ばいとなっている。

制度別に詳しくみると、厚生年金の総合費用率は、標準報酬月額ベースで平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した後、横ばいとなっている。また、私学共済では、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き、上昇傾向が続いている。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続で低下し、18年度以降は再び上昇している。この2年連続の低下の要因は、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総

合費用率が低く抑えられており、財政調整の影響を除けば上昇傾向が続いていると考えられる。一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっているほか、ここ数年標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」が増加する一方で、分母の標準報酬総額が減少する、又は増加しても分子ほど増加しないことによる（図表 2-4-10）。

分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の推移をみると、財政調整拠出金収入の影響等で国共済が平成 16 年度、17 年度に減少している以外は、各制度とも年々増加を続けている。平成 19 年度の対前年度増減率をみると、厚生年金 2.1%増、国共済 5.8%増、地共済 2.7%増、私学共済 4.0%増となっており、国共済での増加が大きい。これに対し、分母の標準報酬総額は、厚生年金 2.1%増、国共済 0.7%減、地共済 2.2%減、私学共済 1.1%増となっており、国共済、地共済で減少している。その結果、平成 19 年度の総合費用率は、国共済が 1.2 ポイント、地共済が 0.8 ポイント、私学共済が 0.4 ポイント上昇し、厚生年金が横ばいとなった。

図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
A 実質的な支出－国庫・公経済負担（総合費用率の分子）								
7	167,090	9,411	22,208	1,774				
8	180,857	9,848	22,486	1,870	8.2	4.6	1.3	5.4
9	193,579	9,926	23,479	2,012	7.0	0.8	4.4	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	7.5	2.6	9.2	7.6
11	211,624	10,739	27,287	2,296	1.7	5.4	6.4	6.1
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4.7	5.7	4.3	6.9
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4.4	3.6	3.5	4.7
14	244,147	11,960	30,775	2,700	5.6	1.7	4.4	5.1
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	3.1	6.5	8.7
16	260,875	12,118	34,843	3,033	3.4	△1.8	6.3	3.3
17	264,486	11,822	36,147	3,125	1.4	△2.4	3.7	3.0
18	270,344	12,376	36,743	3,226	2.2	4.7	1.7	3.3
19	276,014	13,092	37,720	3,356	2.1	5.8	2.7	4.0
B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)（独自給付費用率の分子）								
7	120,321	7,662	17,307	1,232				
8	131,444	8,026	17,334	1,305	9.2	4.7	0.2	5.9
9	142,131	8,027	18,132	1,426	8.1	0.0	4.6	9.3
10	152,632	8,137	19,935	1,542	7.4	1.4	9.9	8.1
11	152,801	8,547	21,191	1,627	0.1	5.0	6.3	5.5
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.2	5.2	3.8	5.7
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	4.0	4.1	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	5.3	1.4	4.9	5.4
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.1	2.7	7.0	9.5
16	189,165	9,331	27,374	2,101	3.0	△4.2	6.4	0.4
17	191,240	9,094	28,868	2,181	1.1	△2.5	5.5	3.8
18	193,616	9,669	29,583	2,271	1.2	6.3	2.5	4.1
19	195,680	10,282	30,303	2,343	1.1	6.3	2.4	3.1
C 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)								
7	46,770	1,749	4,901	542				
8	49,413	1,822	5,152	565	5.7	4.1	5.1	4.2
9	51,449	1,898	5,347	586	4.1	4.2	3.8	3.8
10	55,430	2,050	5,705	623	7.7	8.0	6.7	6.2
11	58,823	2,192	6,096	669	6.1	7.0	6.9	7.5
12	60,848	2,356	6,469	735	3.4	7.5	6.1	9.9
13	62,032	2,405	6,574	758	1.9	2.1	1.6	3.1
14	65,974	2,479	6,738	789	6.4	3.1	2.5	4.2
15	68,657	2,599	7,038	842	4.1	4.8	4.4	6.7
16	71,710	2,787	7,469	932	4.4	7.2	6.1	10.6
17	73,246	2,728	7,278	943	2.1	△2.1	△2.6	1.3
18	76,728	2,707	7,160	955	4.8	△0.8	△1.6	1.2
19	80,334	2,810	7,417	1,013	4.7	3.8	3.6	6.1
D 標準報酬総額（総合費用率・独自給付費用率の分母）								
7	<1,215,248>	<50,431>	<168,207>	<16,431>				
8	<1,235,867>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<3.7>	<1.1>	<1.7>	<1.5>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5.5>
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	...	...	...	...
	<1,219,199>	<52,860>	<171,616>	<19,275>	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
16	1,468,506	70,717	225,979	26,263	0.7	△0.5	△1.0	0.7
	<1,226,226>	<52,582>	<169,031>	<19,572>	<0.6>	<△0.5>	<△1.5>	<1.5>
17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1.3	△0.1	△1.5	0.9
	<1,242,451>	<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1.3>	<0.3>	<△1.1>	<1.4>
18	1,516,357	70,337	218,829	26,827	2.0	△0.4	△1.7	1.3
	<1,266,562>	<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1.9>	<△0.2>	<△1.8>	<1.7>
19	1,548,385	69,827	213,998	27,109	2.1	△0.7	△2.2	1.1
	<1,295,378>	<52,262>	<160,286>	<20,486>	<2.3>	<△0.7>	<△2.4>	<1.5>

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

注3 <>は、標準報酬月額ベースの値である。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表 2-4-11）、平成 19 年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。

なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-11 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.8	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.8	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

（厚生年金相当部分に係る総合費用率）

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると（図表 2-4-12、図表 2-4-13）、平成 19 年度では、厚生年金（実績推計）の 18.6％に比べ、国共済は 1.1 ポイント、地共済は 2.6 ポイント、私学共済は 7.1 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-12 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

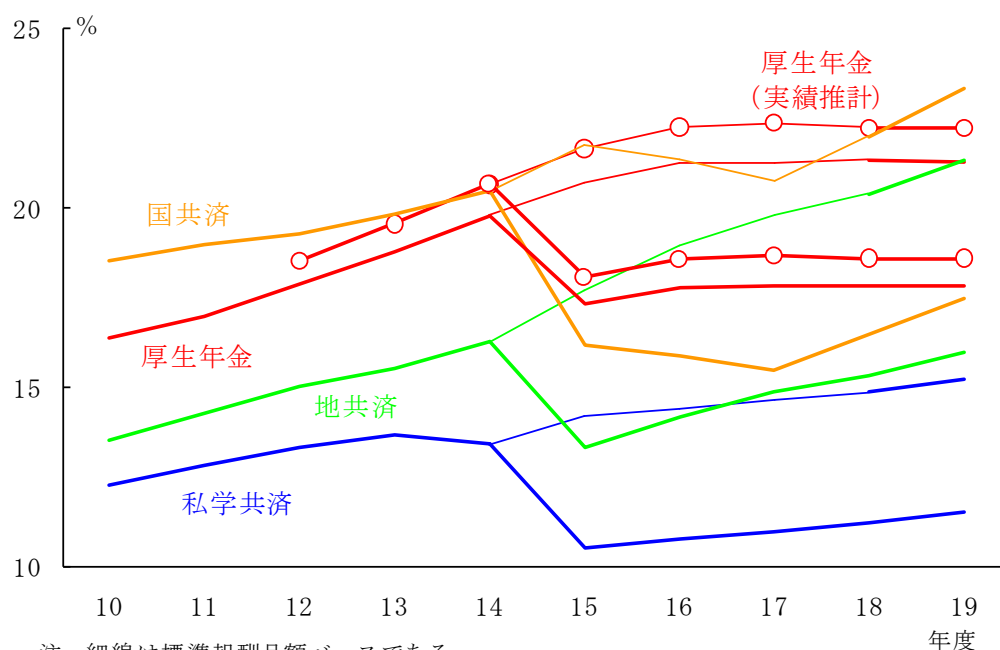
年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.3>	<22.4>
18	16.5	15.3	11.2	17.8	18.6
	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.3>	<22.3>
19	17.5	16.0	11.5	17.8	18.6
	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.3>	<22.2>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-13 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移



(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成19年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.6%、国共済が14.7%、地共済が14.2%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は8.6%と低くなっている（図表2-4-14、2-4-15）。

図表2-4-14 独自給付費用率の推移

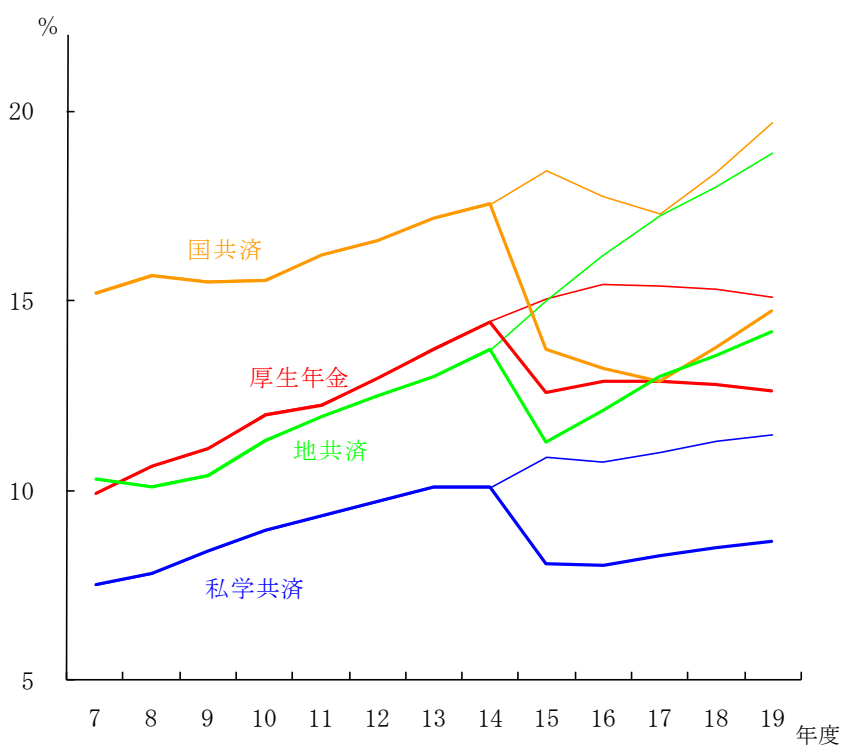
年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6 <15.1>	13.7 <18.4>	11.3 <15.0>	8.0 <10.9>
16	12.9 <15.4>	13.2 <17.7>	12.1 <16.2>	8.0 <10.7>
17	12.9 <15.4>	12.9 <17.2>	13.0 <17.3>	8.2 <11.0>
18	12.8 <15.3>	13.7 <18.4>	13.5 <18.0>	8.5 <11.3>
19	12.6 <15.1>	14.7 <19.7>	14.2 <18.9>	8.6 <11.4>
対前年度増減差				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.2>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.1>	<0.9>	<0.5>
11	<0.3>	<0.6>	<0.6>	<0.4>
12	<0.7>	<0.4>	<0.5>	<0.4>
13	<0.8>	<0.6>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<△0.0>
15	...	...	...	...
	<0.6>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.3 <0.4>	△ 0.5 <△0.7>	0.8 <1.2>	△ 0.0 <△0.1>
17	△ 0.0 <△0.0>	△ 0.3 <△0.5>	0.9 <1.1>	0.2 <0.3>
18	△ 0.1 <△0.1>	0.9 <1.1>	0.6 <0.8>	0.2 <0.3>
19	△ 0.1 <△0.2>	1.0 <1.3>	0.6 <0.9>	0.2 <0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-6参照。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、地共済、私学共済が上昇傾向となっている。国共済は、平成16年度と17年度に財政調整拠出金制度の導入の影響で低下したが、その影響を除くと概ね上昇傾向にある。対前年度増減差をみると、平成19年度は、国共済が1.0ポイント、地共済が0.6ポイント、私学共済が0.2ポイントの上昇となる一方、厚生年金が0.1ポイントの低下となっている。

図表 2-4-15 独自給付費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.2%、次いで国共済 4.0%、私学共済 3.7%、地共済 3.5%の順となっている（図表 2-4-16、2-4-17）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる（図表 2-2-9、2-1-21）。

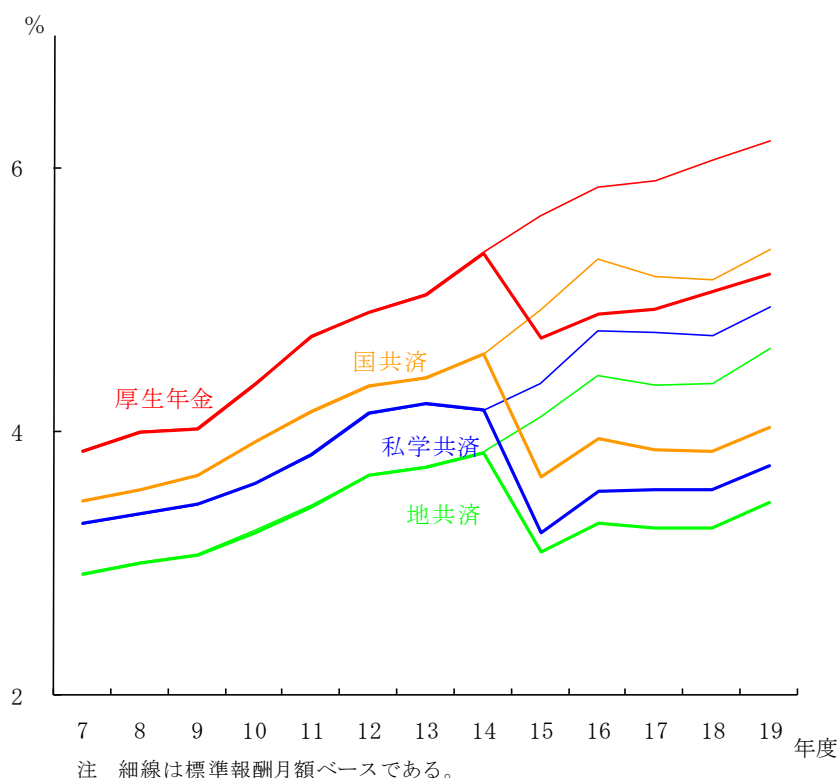
平成 18 年度と比べると、各制度とも 0.1～0.2 ポイント上昇している。

図表 2-4-16 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7 <5.6>	3.7 <4.9>	3.1 <4.1>	3.2 <4.4>
16	4.9 <5.8>	3.9 <5.3>	3.3 <4.4>	3.5 <4.8>
17	4.9 <5.9>	3.9 <5.2>	3.3 <4.4>	3.6 <4.8>
18	5.1 <6.1>	3.8 <5.1>	3.3 <4.4>	3.6 <4.7>
19	5.2 <6.2>	4.0 <5.4>	3.5 <4.6>	3.7 <4.9>
対前年度増減差				
8	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
10	<0.3>	<0.3>	<0.2>	<0.2>
11	<0.4>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.2>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<△0.1>
15	… <0.3>	… <0.3>	… <0.3>	… <0.2>
16	0.2 <0.2>	0.3 <0.4>	0.2 <0.3>	0.3 <0.4>
17	0.0 <0.0>	△ 0.1 <△0.1>	△ 0.0 <△0.1>	0.0 <△0.0>
18	0.1 <0.2>	△ 0.0 <△0.0>	0.0 <0.0>	△ 0.0 <△0.0>
19	0.1 <0.1>	0.2 <0.2>	0.2 <0.3>	0.2 <0.2>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-17 基礎年金費用率の推移



(5) 収支比率 一時価ベースで各制度とも大きく上昇ー

平成 19 年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、国民年金（国民年金勘定）が最も高く 120.9%、次いで厚生年金 116.8%、国共済 99.6%、地共済 89.1%、私学共済 84.0%の順である（図表 2-4-18）。厚生年金と国民年金（国民年金勘定）は収支比率が 100%を超えているが、これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、積立金の取崩し等、その他の収入により賄っていることを示している。

また、時価ベースでみると、厚生年金が 161.4%、国共済が 132.6%、地共済が 234.3%、私学共済が 178.1%、国民年金が 153.5%と、すべての制度で 100%を大きく超えている。これには、平成 19 年度の時価ベースの運用収入が各制度とも大きくマイナスとなったことが影響している。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にあるが、平成 17 年度には被用者年金各制度で、18 年度には厚生年金と地共済で低下し、19 年度には再び全制度で上昇している。また、時価ベースでは、平成 17 年度にはすべての制度で大きく低下したが、18 年度以降はともに大きく上昇している。

図表 2-4-18 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	123.8	98.3	93.5	86.8	103.1
	[112.7]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	120.8	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.4]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	114.8	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.0]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
19	116.8	99.6	89.1	84.0	120.9
	[161.4]	[132.6]	[234.3]	[178.1]	[153.5]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△ 13.4
9	1.3	△ 0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△ 0.3
12	6.1	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	6.6	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.4]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.3]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△ 6.1	2.7	△ 2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]
19	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
	[54.4]	[36.2]	[150.9]	[104.9]	[43.7]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-7参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

(6) 積立比率

平成 19 年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く 10.5、次いで私学共済 10.1、国共済 6.7、厚生年金 4.7、国民年金（国民年金勘定）3.7 の順となっている（図表 2-4-19）。平成 19 年度は、18 年度に比べ全制度で低下している。

また、時価ベースでは、厚生年金 5.1、国共済 7.0、地共済 11.1、私学共済 10.6、国民年金 3.9 となっている。簿価ベースと同様、平成 18 年度に比べ全制度で低下している。

図表 2-4-19 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成					
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.3	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
19	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
	[5.1]	[7.0]	[11.1]	[10.6]	[3.9]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.0]	[0.2]	[△0.3]	[△0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△0.2]	[△0.0]	[△0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△0.0]	[△0.1]	[0.5]	[0.2]	[△0.3]
19	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.1]	[△0.4]	[△0.1]	[△0.2]	[△0.1]

注 1 []内の数値は、時価ベースである。

注 2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-9参照。

注 3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

(7) 財政指標でみた各制度の特徴

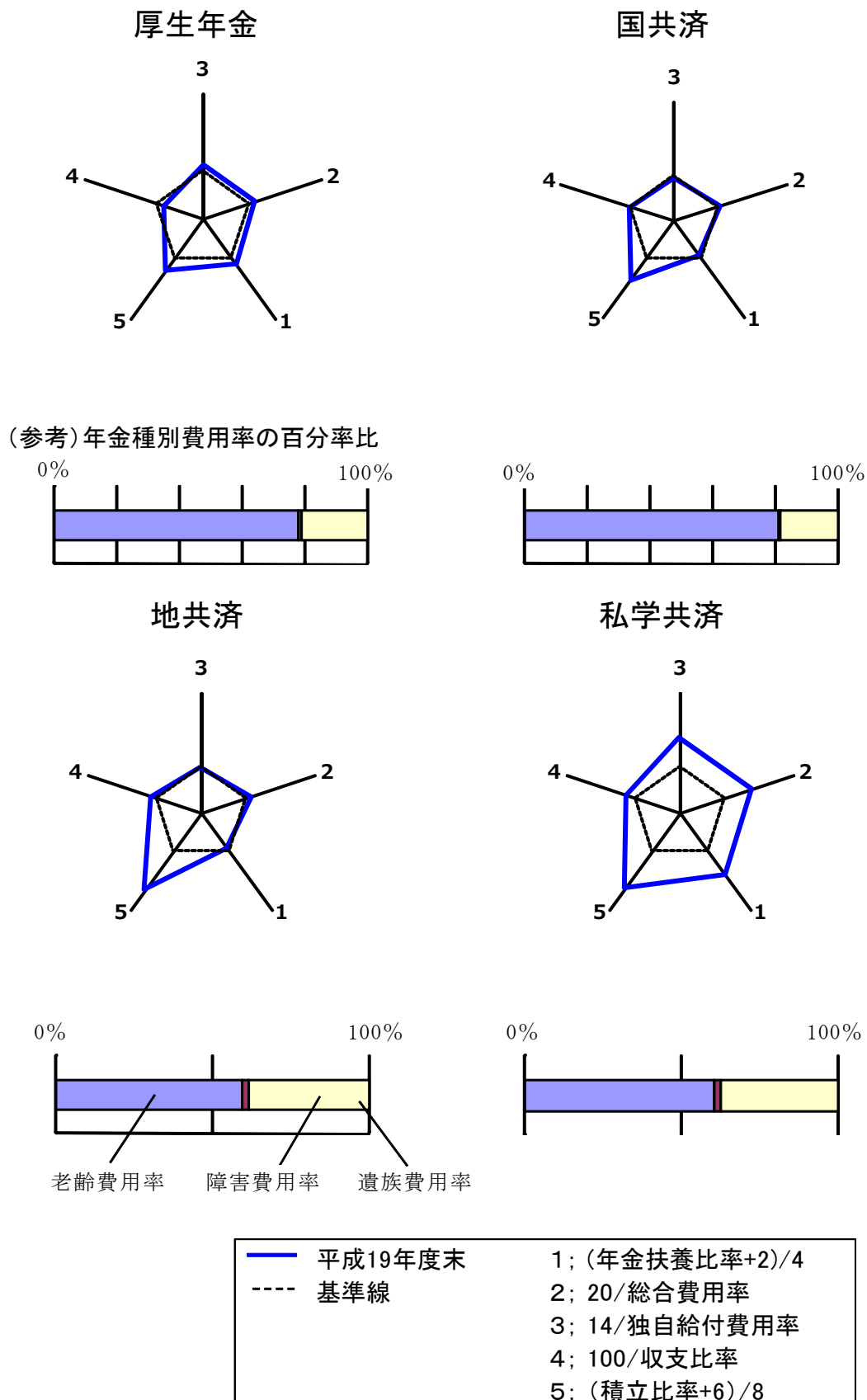
最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる（図表 2-4-20）。

ここでは、年金扶養比率は、成熟が進んだ段階である2（2人で1人を支える）を基準として、尺度を定めた。また、総合費用率は、最終的には年収の20%になるとして、グラフでは20に対する比の逆数をとった（逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである）。同様の考えで、独自給付費用率は14、収支比率は100に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた^注。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、①国共済・地共済、②厚生年金・私学共済に2分される。グループ①の国共済・地共済は、年金扶養比率のラインがグループ②に比べて突き出していない（成熟が進んでいる）とともに、積立比率のラインが突き出ている（積立金が相対的に多い）。一方、グループ②の厚生年金・私学共済は、形状は類似しているが、大きさは厚生年金の方が小さく、成熟が進んでいる。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

図表 2-4-20 財政指標レーダーチャート



5 被保険者及び受給権者のコーホート分析

(1) 被保険者のコーホート分析

被保険者について、年齢別のコーホート（同じ生年度の集団）に着目して、被保険者数や1人当たり標準報酬月額、1人当たり標準賞与額の動向を分析する。

ここでいう年齢別コーホートは、例えば、平成18年度末に19歳であった者の集団が19年度末に20歳になるまでの動きを捉えるものであり、19年度末の年齢（例の場合は20歳）を基準として表記することとする。

年齢別被保険者数のコーホート増減率をみると（図表2-5-1）、被用者年金では、平成19年度末に20歳代前半となるコーホートで各制度とも大きく増加しており、大学や短大等を卒業して新たに被用者年金に加入する者が多い状況が反映されている。各制度で最も大きく増加しているのは、厚生年金男性、国共済、地共済が23歳、厚生年金女性、私学共済が21歳となっている。逆に、国民年金の第1号被保険者は、学生等が就職していくことを反映して20歳代前半のコーホートを中心に大きく減少している。

厚生年金の女性と私学共済では、結婚や出産・育児の影響等で、それぞれ27～33歳、26～32歳のところで減少している。一方、国民年金の第3号被保険者は30歳まで二桁の増加となっている他、30歳代前半のコーホートでの伸びも大きい。

60歳代前半及び後半のコーホートは、各制度とも大きく減少しており、被用者が退職などにより次第に脱退していく様子がうかがわれる。制度別にみると、厚生年金では60歳、65～66歳での減少が大きい。国共済では61歳、64歳、66歳で、地共済では61歳、63～64歳において50%を超える大きな減少となっている。私学共済では66歳での減少が大きい、他制度に比べ60歳代前半のコーホートで減少が小さくなっている。

また、厚生年金の男性と女性、私学共済では55歳頃までの各コーホートで増加傾向となっているのに対して、国共済と地共済では30歳代頃から減少傾向がみられるなど、制度により特性が異なる面もうかがわれる。

図表 2-5-1 年齢別被保険者数のコーホート増減率
(平成18年度末→平成19年度末)

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				第1号	第3号
	%	%	%	%	%	%	%
20歳	18.6	30.5	2.2		56.4		
21歳	48.7	88.9	12.0	60.9	3155.7	△ 13.9	122.4
22歳	21.5	19.1	18.1	85.6	30.0	△ 8.5	56.8
23歳	69.2	56.3	30.4	158.1	46.8	△ 33.3	46.2
24歳	19.2	7.6	8.3	39.9	1.7	△ 18.6	22.0
25歳	15.3	3.1	7.1	24.6	3.9	△ 16.7	29.2
26歳	8.6	0.3	3.8	16.5	△ 5.0	△ 14.1	32.2
27歳	5.3	△ 1.1	1.1	12.3	△ 7.2	△ 9.8	23.3
28歳	4.1	△ 1.8	1.7	4.0	△ 7.5	△ 7.5	18.6
29歳	3.3	△ 2.2	1.8	3.5	△ 5.1	△ 7.2	13.3
30歳	2.8	△ 1.9	1.4	2.9	△ 3.6	△ 6.8	13.5
31歳	2.3	△ 1.8	1.5	2.1	△ 2.2	△ 6.1	9.2
32歳	2.0	△ 1.1	△ 0.2	1.5	△ 0.9	△ 3.8	4.2
33歳	1.7	△ 0.3	△ 1.2	3.0	0.2	△ 3.5	3.8
34歳	1.5	0.4	△ 1.5	△ 1.1	0.1	△ 1.2	6.1
35歳	1.4	1.2	△ 0.7	2.1	1.0	△ 2.5	3.7
36歳	1.4	2.0	△ 0.8	△ 2.2	0.8	△ 2.8	△ 0.8
37歳	1.2	2.8	△ 0.3	△ 0.5	0.8	0.6	3.0
38歳	1.1	3.6	△ 0.1	0.3	0.9	△ 1.5	5.7
39歳	1.1	4.0	△ 0.6	0.2	0.8	△ 2.6	△ 0.5
40歳	1.0	4.7	△ 1.0	1.2	1.3	△ 3.3	△ 2.7
41歳	1.0	4.8	△ 0.8	△ 0.5	1.5	△ 5.9	0.9
42歳	0.7	5.0	0.1	△ 1.1	1.5	△ 0.9	△ 4.4
43歳	0.7	5.1	△ 0.9	0.4	1.4	△ 0.1	△ 5.5
44歳	0.7	5.0	△ 1.0	△ 3.8	1.0	2.0	△ 1.2
45歳	0.6	4.6	△ 0.5	△ 2.4	1.9	△ 1.0	△ 2.6
46歳	0.5	4.3	△ 0.6	△ 0.2	1.4	1.7	△ 0.3
47歳	0.4	3.7	△ 0.5	0.3	1.1	1.6	0.0
48歳	0.4	3.2	△ 0.5	△ 1.4	1.0	0.6	△ 7.8
49歳	0.3	2.8	△ 1.2	△ 2.3	0.5	0.7	△ 4.0
50歳	0.2	2.3	△ 1.4	1.8	0.8	△ 2.6	△ 1.5
51歳	0.1	1.5	△ 2.7	△ 2.7	0.3	△ 2.1	△ 4.2
52歳	0.1	1.3	△ 2.0	△ 1.3	0.0	3.0	1.6
53歳	0.1	0.8	△ 2.4	△ 1.2	0.1	2.5	△ 5.2
54歳	0.5	0.5	△ 19.5	△ 2.2	1.3	1.0	△ 5.0
55歳	△ 0.2	△ 0.4	△ 7.5	△ 5.3	0.3	△ 0.4	△ 3.6
56歳	△ 0.5	△ 0.5	△ 7.0	△ 2.8	△ 0.6	0.4	△ 0.7
57歳	△ 0.6	△ 1.1	△ 7.8	△ 6.5	△ 0.9	6.4	△ 4.5
58歳	△ 0.9	△ 1.8	△ 11.4	△ 7.2	△ 0.4	6.2	△ 5.0
59歳	△ 1.3	△ 2.7	△ 14.3	△ 7.6	△ 1.3	7.0	△ 10.8
60歳	△ 14.9	△ 17.3	△ 23.9	△ 17.5	△ 1.2	△ 93.7	△ 100.0
61歳	△ 3.1	△ 10.3	△ 62.3	△ 92.1	△ 5.9	14.2	
62歳	△ 7.1	△ 7.3	△ 5.4	△ 19.4	△ 3.4	△ 5.8	
63歳	△ 11.5	△ 8.4	△ 31.1	△ 50.8	△ 6.1	0.5	
64歳	△ 10.5	△ 8.9	△ 50.0	△ 63.1	△ 6.8	△ 8.8	
65歳	△ 18.3	△ 19.6	△ 17.7	10.4	△ 8.6	△ 88.8	
66歳	△ 16.0	△ 15.3	△ 85.7	△ 38.5	△ 27.7	△ 4.0	
67歳	△ 10.9	△ 9.7	△ 21.2	△ 34.2	△ 9.6	△ 40.6	
68歳	△ 11.2	△ 9.7	△ 33.3	△ 9.9	△ 11.4	△ 36.2	
69歳	△ 11.2	△ 9.2	△ 28.9	△ 43.6	△ 14.2	△ 82.1	

注 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

年齢別1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）のコーホート増減率をみると（図表2-5-2）、各制度とも年齢が低い層で増加が大きくなっている。

厚生年金では、45歳までのコーホートで総じて男性の伸びが女性より大きい、年齢の高い層では逆転している。厚生年金男性の51歳以上では減少しており、特に60歳における14.1%減、61歳における9.0%減が大きな減少となっている。

国共済、地共済、私学共済では61歳における減少が最も大きく、それぞれ3.4%減、22.8%減、7.6%減となっている。

図表2-5-3は、年齢別1人当たり標準賞与額のコーホート増減率である。ここでは、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものでコーホート増減率を算出している。従って、年度中に新規加入した者については、実際に支給された賞与が対象となるため、通常に比べ賞与の回数や額が少なくなっていることが考えられる。一方で、年度中の脱退者に係る標準賞与額は対象に入らない。

20歳代前半のコーホートでは、1人当たり標準賞与額は各制度とも大きく増加している。特に、厚生年金男性では20歳と24歳、厚生年金女性では20歳、24歳、26歳での増加が大きいが、前述のように年度中の新規加入者の標準賞与額は通常より少なくなると推測されることから、被保険者数が増加している年齢の1歳上の年齢のコーホートで増加が大きくなっているものと考えられる。国共済、地共済、私学共済についても同様の傾向である。

また、厚生年金の女性は、30歳代以上のコーホートで減少しており、特徴的である。

図表 2-5-2 年齢別1人当たり標準報酬月額のコホート増減率
(平成18年度末→平成19年度末)

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	13.6	5.9	8.9		7.2
21歳	1.8	4.1	5.0	7.5	11.2
22歳	5.6	6.4	9.7	7.4	9.6
23歳	4.9	7.9	8.6	7.6	8.7
24歳	7.2	6.1	9.9	5.2	6.7
25歳	5.3	3.9	6.8	4.7	3.2
26歳	5.5	3.4	5.5	4.3	5.2
27歳	4.8	2.9	6.1	4.0	4.8
28歳	4.3	2.6	5.7	4.3	5.2
29歳	4.0	2.2	5.4	4.4	4.7
30歳	3.7	1.9	5.2	3.5	5.0
31歳	3.5	1.7	5.0	3.7	4.8
32歳	3.2	1.5	4.7	3.2	4.2
33歳	2.9	1.3	4.5	3.5	4.0
34歳	2.6	1.2	4.6	3.3	4.0
35歳	2.5	1.0	3.6	2.4	3.4
36歳	2.2	0.8	2.8	2.5	3.1
37歳	2.0	0.8	2.4	2.4	2.8
38歳	1.8	0.6	2.6	1.2	2.5
39歳	1.6	0.6	3.2	1.5	2.2
40歳	1.4	0.5	2.2	1.6	2.0
41歳	1.2	0.5	1.3	0.9	1.8
42歳	1.1	0.5	0.7	0.9	1.5
43歳	0.9	0.6	1.4	0.5	1.2
44歳	0.8	0.5	1.8	1.2	1.4
45歳	0.7	0.6	1.9	0.7	1.2
46歳	0.6	0.6	1.7	0.3	0.9
47歳	0.5	0.7	1.6	0.6	1.1
48歳	0.4	0.6	1.7	0.2	0.6
49歳	0.2	0.6	1.5	0.6	0.9
50歳	0.1	0.5	1.5	0.0	0.7
51歳	△ 0.4	0.3	1.5	0.2	0.8
52歳	△ 0.1	0.4	1.4	0.3	0.5
53歳	△ 0.2	0.4	1.2	0.2	0.4
54歳	△ 0.7	0.3	2.2	0.3	△ 0.1
55歳	△ 0.9	0.1	1.3	0.2	0.0
56歳	△ 1.3	△ 0.1	1.3	0.5	0.5
57歳	△ 1.0	0.1	1.5	0.1	0.3
58歳	△ 1.1	0.1	1.6	0.2	△ 0.1
59歳	△ 1.0	0.2	1.6	0.1	△ 0.0
60歳	△ 14.1	△ 3.8	0.5	△ 1.1	△ 0.4
61歳	△ 9.0	△ 4.0	△ 3.4	△ 22.8	△ 7.6
62歳	△ 1.9	△ 0.5	3.9	△ 3.7	△ 0.0
63歳	△ 2.8	△ 0.6	8.8	14.9	△ 0.6
64歳	△ 2.2	0.0	2.3	5.9	△ 0.2
65歳	△ 3.3	0.4	0.5	2.0	0.1
66歳	△ 3.2	△ 0.2	2.0	△ 3.0	△ 5.6
67歳	△ 1.9	0.3	1.5	△ 0.6	0.6
68歳	△ 1.5	0.9	1.2	△ 1.5	0.4
69歳	△ 1.2	0.5	3.4	△ 2.1	△ 0.8

注 年齢は、各コホートの平成19年度末における年齢である。

図表 2-5-3 年齢別1人当たり標準賞与額のコーホート増減率
(平成18年度→平成19年度)

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	46.8	30.5	57.4		31.3
21歳	△ 5.7	7.4	10.3	15.6	26.3
22歳	11.2	26.0	4.7	10.7	40.9
23歳	13.2	14.6	9.0	4.5	8.0
24歳	29.9	25.1	13.5	23.1	14.2
25歳	12.2	4.7	6.4	8.7	△ 1.3
26歳	11.9	1.9	5.8	7.7	2.5
27歳	8.4	1.5	6.2	5.3	4.3
28歳	6.1	0.6	3.9	5.4	4.7
29歳	5.7	0.6	3.5	6.5	5.4
30歳	5.2	△ 0.0	3.7	5.5	4.4
31歳	5.0	0.1	3.8	7.1	4.2
32歳	4.3	△ 0.1	3.6	7.9	5.0
33歳	3.9	△ 0.1	3.6	8.1	3.4
34歳	3.4	△ 0.3	3.5	9.0	3.5
35歳	3.3	△ 0.3	3.2	6.6	2.6
36歳	2.9	△ 0.6	2.7	7.1	3.0
37歳	2.7	△ 0.5	2.5	7.6	2.7
38歳	2.4	△ 1.3	2.2	5.2	1.7
39歳	1.8	△ 1.2	3.6	5.4	2.5
40歳	1.6	△ 1.6	2.7	5.2	1.5
41歳	1.3	△ 1.4	2.4	5.9	0.7
42歳	1.1	△ 1.4	1.5	5.1	0.0
43歳	0.7	△ 1.8	1.9	4.0	0.3
44歳	0.5	△ 1.9	2.5	5.2	0.4
45歳	0.3	△ 1.8	1.5	4.1	0.4
46歳	0.1	△ 1.6	1.5	2.0	△ 0.6
47歳	△ 0.2	△ 1.4	1.2	2.5	0.2
48歳	△ 0.4	△ 1.7	0.7	3.1	△ 0.7
49歳	△ 0.4	△ 1.7	0.5	3.3	△ 0.4
50歳	△ 0.9	△ 1.9	0.1	1.0	△ 0.3
51歳	△ 1.4	△ 2.1	0.1	2.1	△ 0.7
52歳	△ 1.2	△ 1.9	△ 0.3	2.2	△ 0.2
53歳	△ 1.2	△ 1.7	△ 0.5	2.5	△ 1.0
54歳	△ 1.7	△ 1.6	△ 1.1	3.0	△ 2.0
55歳	△ 2.9	△ 2.4	0.5	2.5	△ 1.5
56歳	△ 3.4	△ 3.3	1.0	4.5	△ 0.7
57歳	△ 2.5	△ 2.4	1.1	5.4	△ 1.2
58歳	△ 2.9	△ 2.5	1.8	4.0	△ 1.7
59歳	△ 2.6	△ 2.1	2.3	4.2	△ 1.7
60歳	△ 41.9	△ 24.5	2.4	△ 25.3	△ 2.1
61歳	△ 16.8	△ 20.6	△ 6.9	△ 60.8	△ 13.5
62歳	△ 4.4	△ 5.3	5.9	△ 16.7	△ 0.4
63歳	△ 10.0	△ 8.6	14.2	20.0	△ 2.0
64歳	△ 8.3	△ 4.9	2.2	△ 18.7	△ 3.1
65歳	△ 13.8	△ 10.4	△ 0.0	△ 24.1	△ 1.5
66歳	△ 20.5	△ 11.8	△ 12.7	△ 32.0	△ 15.2
67歳	△ 10.7	△ 4.1	△ 1.0	△ 17.0	△ 0.5
68歳	△ 10.8	△ 3.3	△ 0.8	△ 31.0	△ 1.7
69歳	△ 7.8	△ 4.8	△ 4.1	△ 22.9	△ 4.4

注1 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 1人当たり標準賞与額は、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものである。

図表 2-5-4 は、年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額についてみたものである。

ここでは、

（1人当たり標準報酬月額×12＋1人当たり標準賞与額）×年度末被保険者数で算出した標準報酬総額（推計値）を用いて、コーホート増減額を算出している。

被用者年金制度計の標準報酬総額は、平成18年度から19年度にかけて全体で2.6兆円増加しているが、55歳以上の各年齢階級別コーホートで減少する一方で54歳以下で増加しており、標準報酬総額が年齢の高い世代から低い世代へ移転している状況がうかがわれる。制度別にみると、厚生年金、私学共済は被用者年金制度計の状況と同様の傾向であるが、国共済と地共済は45～54歳のコーホートでも減少しており、全体でも各々減少している。

図表 2-5-4 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額
（平成18年度→平成19年度）

年齢階級 （平成19年度末）		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
標準報酬総額	～24歳	14,824	11,512	660	1,489	526	29,012
	25～34歳	18,265	1,564	728	2,672	75	23,303
	35～44歳	8,764	3,713	347	1,033	183	14,040
	45～54歳	889	2,087	△ 407	△ 228	82	2,422
	55～64歳	△ 19,738	△ 3,693	△ 1,934	△ 8,863	△ 221	△ 34,450
	65歳～	△ 6,165	△ 1,563	△ 129	△ 118	△ 371	△ 8,346
	計	16,840	13,620	△ 735	△ 4,016	274	25,982
標準報酬月額総額	～24歳	12,628	9,872	480	1,144	413	24,536
	25～34歳	14,749	1,531	585	1,896	66	18,826
	35～44歳	7,018	3,363	250	391	145	11,167
	45～54歳	1,075	1,999	△ 250	△ 492	77	2,409
	55～64歳	△ 15,123	△ 2,905	△ 1,424	△ 6,528	△ 140	△ 26,119
	65歳～	△ 5,526	△ 1,431	△ 92	△ 67	△ 272	△ 7,387
	計	14,821	12,429	△ 451	△ 3,656	289	23,431
標準賞与総額	～24歳	2,197	1,640	180	345	113	4,476
	25～34歳	3,516	33	143	776	9	4,477
	35～44歳	1,746	350	97	642	38	2,873
	45～54歳	△ 186	89	△ 158	264	5	14
	55～64歳	△ 4,614	△ 789	△ 510	△ 2,336	△ 81	△ 8,330
	65歳～	△ 639	△ 132	△ 37	△ 51	△ 99	△ 958
	計	2,019	1,191	△ 285	△ 360	△ 15	2,550

注1 年齢階級は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 「（1人当たり標準報酬月額×12＋1人当たり標準賞与額）×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額（推計値）を用いて算出している。

標準報酬総額のコーホート増減額を標準報酬月額総額分と標準賞与総額分に分けてみると（図表 2-5-4）、被用者年金制度計では増減額全体の約 9 割が標準報酬月額総額の増加分である。標準報酬月額総額、標準賞与総額ともに、55 歳以上のコーホートから 54 歳以下のコーホートへ報酬が移転している状況となっている。

次に、年齢階級別標準報酬総額のコーホート増減額の要因分析をしたものが、図表 2-5-5 である。

ここでは、標準報酬総額のコーホート増減額を以下の方法で 3 つの要因に分解している。

- ・標準報酬総額＝1 人当たり標準報酬額×年度末被保険者数　として計算。
（※ 1 人当たり標準報酬額＝1 人当たり標準報酬月額×12＋1 人当たり標準賞与額）
- ・平成 18 年度の各年齢階級別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを 19 年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分」とする。
- ・さらに、1 人当たり標準報酬額を平成 18 年度における 1 歳上の年齢の値に置き換えて計算し、差額を「賃金の定昇分」とする。
- ・さらに、1 人当たり標準報酬額を平成 18 年度と同一年齢の 19 年度の値に置き換えて計算し、差額を「賃金のベア分」とする。

厚生年金男性、厚生年金女性では、全体では人数の変化分と賃金の定昇分が増加し、賃金のベア分が減少しているが、年齢階級別コーホートでみると、年齢の低いコーホートで 3 つの要因すべてが増加する一方で、55 歳以上のコーホートではすべてが減少しており、年齢階級別コーホートにより状況が異なっている。特に、男性の 35～44 歳における賃金のベア分の減少が目立っている。

国共済、地共済では、人数の変化分による減少分が非常に大きい。また、地共済では、35 歳以上のコーホートで賃金のベア分が減少している。

厚生年金の女性と私学共済で、出産・育児等での離職が多いと考えられる 25～34 歳のコーホートで人数の変化分が減少しており、特徴的である。

図表 2-5-5 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析
（平成18年度→平成19年度）

年齢階級 (平成19年度末)		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
総 増 減 額	～24歳	14,824	11,512	660	1,489	526	29,012
	25～34歳	18,265	1,564	728	2,672	75	23,303
	35～44歳	8,764	3,713	347	1,033	183	14,040
	45～54歳	889	2,087	△ 407	△ 228	82	2,422
	55～64歳	△ 19,738	△ 3,693	△ 1,934	△ 8,863	△ 221	△ 34,450
	65歳～	△ 6,165	△ 1,563	△ 129	△ 118	△ 371	△ 8,346
	計	16,840	13,620	△ 735	△ 4,016	274	25,982
人 数 の 変 化 分	～24歳	11,579	8,823	398	1,256	384	22,439
	25～34歳	8,601	△ 762	110	1,329	△ 146	9,132
	35～44歳	3,368	3,367	△ 133	△ 244	65	6,423
	45～54歳	946	1,945	△ 687	△ 930	56	1,330
	55～64歳	△ 9,713	△ 2,904	△ 2,073	△ 8,752	△ 142	△ 23,583
	65歳～	△ 5,497	△ 1,548	△ 129	△ 95	△ 346	△ 7,615
	計	9,285	8,922	△ 2,514	△ 7,436	△ 129	8,127
賃 金 の 定 昇 分	～24歳	2,697	2,328	184	159	141	5,509
	25～34歳	9,443	1,859	561	1,179	218	13,261
	35～44歳	8,030	63	691	1,627	174	10,586
	45～54歳	△ 397	△ 343	242	970	98	570
	55～64歳	△ 9,490	△ 735	29	281	△ 42	△ 9,957
	65歳～	△ 516	△ 6	△ 0	△ 2	△ 27	△ 550
	計	9,766	3,167	1,706	4,215	564	19,418
賃 金 の ベ ア 分	～24歳	548	361	78	75	1	1,064
	25～34歳	220	467	57	164	2	910
	35～44歳	△ 2,634	283	△ 211	△ 350	△ 57	△ 2,969
	45～54歳	340	485	38	△ 268	△ 73	522
	55～64歳	△ 535	△ 55	109	△ 393	△ 37	△ 910
	65歳～	△ 152	△ 9	0	△ 22	2	△ 181
	計	△ 2,212	1,532	73	△ 795	△ 161	△ 1,563

注1 年齢階級は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」
で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

注3 平成18年度と19年度の同一年齢どおしでみた増加分を賃金のベア分として計上
している。

(2) 老齢・退年相当の受給権者のコーホート分析

老齢・退年相当の受給権者について、年齢別コーホートごとの受給権者数及び平均年金月額の動向をみる。

年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率をみると（図表 2-5-6）、被用者年金では 61 歳で大きく増加している。被用者年金の支給開始年齢は 60 歳であるため、ここでの増加は少し遅れて裁定された者による増加と考えられる。国民年金では、繰上げをする者から順次裁定されて受給権者になっていく状況がうかがわれ、支給開始年齢である 65 歳のところで著しい増加となっている。

図表 2-5-6 年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成 18 年度末→平成 19 年度末）

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	36.8	36.2	53.0	48.6	37.9	62.7	56.8
62歳	4.6	2.6	0.8	△ 0.1	2.3	11.2	18.2
63歳	2.8	1.9	0.3	△ 0.3	1.1	7.0	17.5
64歳	1.2	1.6	0.4	△ 0.3	0.9	4.0	9.2
65歳	△ 2.0	3.0	△ 0.1	△ 0.9	△ 11.7	989.1	503.0
66歳	3.8	4.9	△ 0.4	△ 0.6	7.4	9.0	10.7
67歳	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.6
68歳	△ 1.0	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.0
69歳	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.2	△ 1.1	△ 0.3
70歳	△ 0.5	1.1	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.0
71歳	△ 1.4	△ 0.2	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.6	△ 1.7	△ 0.6
72歳	△ 1.9	△ 0.8	△ 1.5	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.9	△ 0.8
73歳	△ 2.3	△ 0.9	△ 1.7	△ 1.4	△ 1.1	△ 2.2	△ 0.9
74歳	△ 2.5	△ 1.0	△ 1.9	△ 1.7	△ 1.2	△ 2.5	△ 1.0
75歳	△ 2.9	△ 1.1	△ 1.9	△ 1.9	△ 1.6	△ 2.8	△ 1.1
76歳	△ 3.3	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.3	△ 1.6	△ 3.2	△ 1.3
77歳	△ 3.7	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.5	△ 1.8	△ 3.6	△ 1.5
78歳	△ 4.0	△ 1.8	△ 3.0	△ 2.8	△ 3.3	△ 4.0	△ 1.7
79歳	△ 4.6	△ 2.0	△ 3.5	△ 3.3	△ 2.1	△ 4.6	△ 1.9
80歳	△ 5.1	△ 2.2	△ 3.9	△ 3.8	△ 3.2	△ 5.1	△ 2.2
81歳	△ 5.7	△ 2.7	△ 4.4	△ 4.3	△ 3.3	△ 5.8	△ 2.6
82歳	△ 6.4	△ 3.0	△ 4.8	△ 4.8	△ 4.6	△ 6.5	△ 3.0
83歳	△ 7.1	△ 3.5	△ 5.7	△ 5.2	△ 4.9	△ 7.3	△ 3.5
84歳	△ 7.8	△ 4.1	△ 6.3	△ 6.2	△ 5.8	△ 7.8	△ 4.0
85歳	△ 8.7	△ 4.6	△ 7.2	△ 6.9	△ 6.4	△ 8.9	△ 4.9
86歳	△ 9.6	△ 5.1	△ 7.9	△ 7.6	△ 5.4	△ 9.4	△ 5.4
87歳	△ 10.5	△ 5.6	△ 8.4	△ 8.7	△ 7.5	△ 10.6	△ 6.2
88歳	△ 11.6	△ 6.7	△ 9.8	△ 9.6	△ 7.6	△ 11.6	△ 7.2
89歳	△ 13.2	△ 7.7	△ 10.4	△ 10.5	△ 8.6	△ 13.1	△ 8.1

注 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

図表 2-5-7 は、年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率である。この図表では、厚生年金は平均年金月額に基礎年金分を含んでいるが、国共済、地共済、私学共済は基礎年金分を含んでいないため、留意が必要である。

厚生年金の男性は、65 歳で 1.8%増加しており、65 歳以上の本来支給で平均年金月額が増えている状況がうかがえる。厚生年金の女性は、平成 18 年度に定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられ、18 年度末で 60 歳の者の平均年金月額が低くなっていたものが、19 年度末では支給開始年齢の 61 歳に達し、定額部分が支給されていることを反映し、19 年度末に 61 歳になるコーホートで 118.8%増と大きく増加している。また、国共済、地共済、私学共済では、平均年金月額に基礎年金分が含まれていないため、特別支給から本来支給に変わる 65 歳のコーホートで大きく減少している。

国民年金は、60 歳代前半は繰上げを選択した者に限られているため、本来の支給開始年齢に達する 65 歳のコーホートで、平均年金月額が大きく増加している。

図表 2-5-7 年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成18年度末→平成19年度末）

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	1.6	118.8	2.6	2.3	△ 0.2	1.2	5.4
62歳	0.7	△ 2.8	0.2	0.1	0.2	1.2	2.5
63歳	0.9	△ 2.6	3.2	2.5	4.9	7.1	3.7
64歳	△ 0.5	△ 2.2	△ 0.1	△ 0.4	0.1	4.4	2.5
65歳	1.8	12.0	△ 28.0	△ 24.3	△ 22.4	77.1	35.7
66歳	△ 0.7	0.8	△ 0.9	△ 4.2	△ 1.0	0.1	0.5
67歳	△ 1.1	0.2	△ 1.6	△ 1.2	△ 1.0	0.2	0.1
68歳	△ 1.2	0.1	△ 1.6	△ 1.1	△ 0.9	0.1	0.1
69歳	△ 1.2	0.1	△ 1.6	△ 1.1	△ 0.5	0.1	0.1
70歳	△ 0.3	1.4	△ 1.5	△ 1.0	1.5	0.7	0.4
71歳	△ 0.7	0.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.6	0.1	0.1
72歳	△ 0.5	△ 0.0	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.6	0.1	0.0
73歳	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	0.1	0.0
74歳	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.1	0.0
75歳	0.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	0.1	0.1
76歳	0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.1	0.0
77歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
78歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.1	0.1
79歳	0.1	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
80歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
81歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
82歳	0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1	0.3	0.1
83歳	0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.3	0.1
84歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2	0.1
85歳	0.0	△ 0.0	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1
86歳	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.2	0.1
87歳	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.1
88歳	0.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 1.4	0.2	0.2
89歳	△ 0.1	△ 0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.6	0.2	0.2

注1 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 厚生年金の平均年金月額は基礎年金分を含み、国共済、地共済、私学共済の平均年金月額は基礎年金分を含んでいない。